

長岡京市地域健康福祉（後期）計画

だれもが安心して暮らせるまちづくり

～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～



平成 23（2011）年 3 月

長 岡 京 市

は じ め に

平成15年3月に「長岡京市地域健康福祉計画」を策定してから8年が経過しました。今日、長岡京市は市民の5人に1人が高齢者となり、少子高齢化や核家族化がさらに進み、家庭や地域で支えあう機能が弱まる中、地域コミュニティの醸成が求められています。国においては、介護保険制度や障害者自立支援法の改正など、保険や制度の見直しが行われる一方で、本市においても市民一人ひとりが必要としている支援を、きめ細やかに提供することが求められています。



こうした中で、地域で福祉的な課題を抱える市民や家庭に対して、地域健康福祉に携わる人や組織が連携し適切に情報や有効な福祉サービスの提供を行うための体制を整えることが重要な課題となっています。

「長岡京市地域健康福祉（後期）計画」は、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」という基本理念のもとに、この基本理念を具現化したものとして「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」を本市の地域健康福祉に関する将来像として、「自助（地域住民一人ひとりやその家族の努力）、互助（隣近所の身近な住民どうしでの相互扶助）、共助（地域住民と地域活動団体などとの協力）、公助（公的な制度）」による生活支援システムを踏まえた、今後5年間の活動目標を策定しました。

本市としましては、これからも「きずな」や「つながり」を大切にしながら、市民が安心して幸せに暮らしていただけるよう、「住みつづけたい みどりと歴史のまち 長岡京」を長岡京市第三次総合計画の将来都市像として、全力で取り組んでまいります。

また、本計画は「長岡京市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画」と連動するものであり、「地域福祉の推進」という使命を共有し協働していきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました長岡京市地域健康福祉推進委員会の皆様をはじめ、住民懇談会へご出席いただき貴重なご意見を賜りました市民の皆様、またアンケートにご協力いただきました市民・団体・企業など関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

長岡京市長 小 田 豊

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
第2章 計画の策定手法	6
第3章 各種調査結果からの主な現状と課題	7
第4章 計画の基本的な考え方	10
1. 基本理念	10
2. 基本視点	11
3. 基本目標	12
4. 施策体系	14
第5章 施策内容	15
1. 「ながおかきょう“あい（愛）”コミュニティ」の形成	15
2. 福祉・保健・医療のネットワークづくり	21
3. 住民の生活支援の充実	26
4. 地域健康福祉の推進基盤の充実	34
第6章 計画の将来像実現に向けた方策	37
第7章 施策の取組目標	40
第8章 計画の推進方策	44
資料編	46
1. 統計調査結果	46
2. 市民アンケート調査結果	50
3. 団体アンケート調査結果	64
4. 住民懇談会（ワークショップ）結果	67
5. 企業アンケート調査結果	73
6. 長岡京市地域健康福祉（後期）計画 策定経過	75
7. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱	76
8. 長岡京市地域健康福祉推進委員会 委員名簿	79

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

本市では、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目標に、地域の生活課題に根ざした福祉の実現に向けた総合的な福祉施策の推進のため、平成15年3月に平成27年度を目標年度とした「長岡京市地域健康福祉計画（前期計画）」（※以下、「前期計画」という。）、平成18年3月に中期計画である「長岡京市地域健康福祉（中期）計画」（※以下、「前回計画」という。）を策定し、地域健康福祉の諸施策をすすめてきました。その中でも、地域健康福祉計画を策定した時に構想した「地域健康福祉プラットフォーム」については、地域コミュニティ協議会の立ち上げや長岡京市社会福祉協議会との連携強化による総合生活支援センターの相談支援の充実など、地域健康福祉プラットフォーム構想を実現するための基盤づくりに努めてきました。

計画策定時から今日までの間、生産年齢人口の減少と高齢化の進行、核家族化の進行、高度情報化の進展、社会経済の変化、市民のライフスタイル※の多様化など、社会環境が急激に変化する中で、様々な課題が新たに生じています。また、地域社会への関心も薄らぎ、本来地域に備わっていた相互扶助機能の低下がみられます。

こうした社会状況の中、地域の生活課題に対して制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や、その仕組みをつくっていく地域健康福祉の考え方が一層重要になっています。また、近年、「新しい公共※」に代表されるように、地域課題への対応を図るため、市民、地域活動団体、NPO※、民間企業などの主体をまちづくりの担い手として位置づけ、行政と協働したまちづくりを実践する活動が全国的に広がりをみせています。そのためには、それらの主体が様々な生活課題について「自助（地域住民一人ひとりやその家族の努力）」「互助（隣近所の身近な住民どうしでの相互扶助）」「共助（地域住民と地域活動団体などとの協力）」「公助（公的な制度）」の連携によって解決していこうとする取組が求められます。

これらを踏まえ、本市においては市民が住み慣れた地域で支えあい・助けあいにより安心して暮らしていけるよう、「長岡京市地域健康福祉（後期）計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※ライフスタイル（life style）…生活様式。

※新しい公共…行政だけでなく異なる多様な主体を地域づくりの担い手として位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方。

※NPO…利益を上げることが第一の目的とせず、社会にある様々な課題（環境や福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツなど）を考え、その解決を組織の目的や使命に掲げて活動している民間の団体や組織のこと。

（２）地域健康福祉とは

私たちの住む地域には、何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者、また、働きながら子育てや家族の介護で悩んでいる人など、周りからの助けを必要としている人たちが数多く暮らしています。

こうした日常生活の課題を解決したり、自立した生活を支えたりしていくには、市が行う公的なサービスのみでは対応することが難しいことがたくさんあります。そのため、だれもが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域で暮らす人々が互いに支えあい・助けあっていくことが大切です。

また、市民が心身ともに健やかで活力ある生活を送るため、市民一人ひとりが自分の“からだ”や“こころ”の状態に関心をもち、いきいきと暮らすことができるよう、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

地域健康福祉とは、市民が住み慣れた地域や家庭で心身ともに健やかで安心して暮らしていけるように、人と人とのつながりを大切に、地域でともに暮らす生活者としての視点で、困りごとを抱えた人たちの生活のしづらさについて考え、お互いに助けたり、助けられたりする関係をみんなで一緒になって築いていくことを意味しています。

（３）なぜ今、地域健康福祉が必要なのか

【家族や地域の絆を守るために大きな力が必要となっています】

高齢化、核家族化、一人暮らし世帯の増加や、若い世代の市外への流出が続くなど、家族、地域の結びつきが希薄化しつつあります。

【様々な人が日常的な生活課題を抱えています】

地域社会をみると、人々の価値観、生活習慣の多様化により、人と人との交流やつながりは薄らぎ、介護や子育てなど、これまで家庭や身近な地域で解決してきた課題に対応する機能が弱まるとともに、生活不安やストレスの増大などの多様な生活課題が浮き彫りになりつつあります。

【市民参画や自治意識の確立が必要となっています】

国は平成 20 年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公的サービスだけでは対応できない生活課題について、地域住民が主体的に関わり、支えあう「新たな支えあい」（共助）の強化などを地域住民と行政の協働で推進する必要性を示しました。

【安心・安全に暮らせる地域づくりが必要となっています】

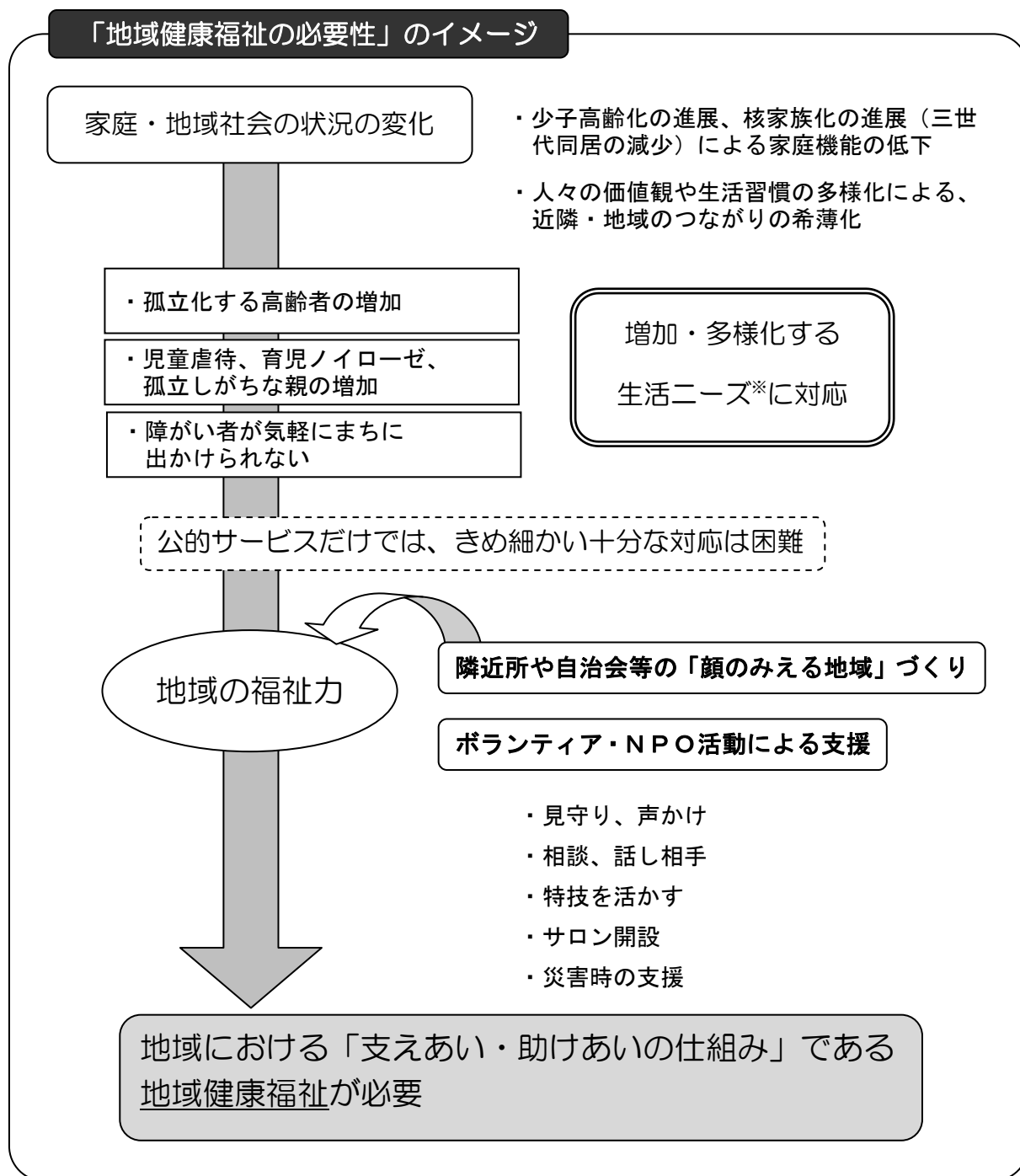
近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高くなっています。

特に、災害時には一人での避難が困難な高齢者や障がい者などの要支援者への対応が必要であり、身近な地域の住民どうしの助けあいが求められます。

そのため、安心・安全に暮らせる地域づくりをすすめる上では、地域住民が自ら防災・防犯意識を高め、いざという時に助けあえる関係を築いていくことが必要となっています。

【福祉のまちづくりに向けた総合的な福祉施策が必要となっています】

高齢者や障がい者、子育て世代などの様々な立場にある市民が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスの提供や見守り活動等の市民の福祉活動への支援、また福祉教育の推進など、福祉に関する様々な取組を総合的に施策展開していくことが必要となっています。



※ニーズ…必要。要求。需要。

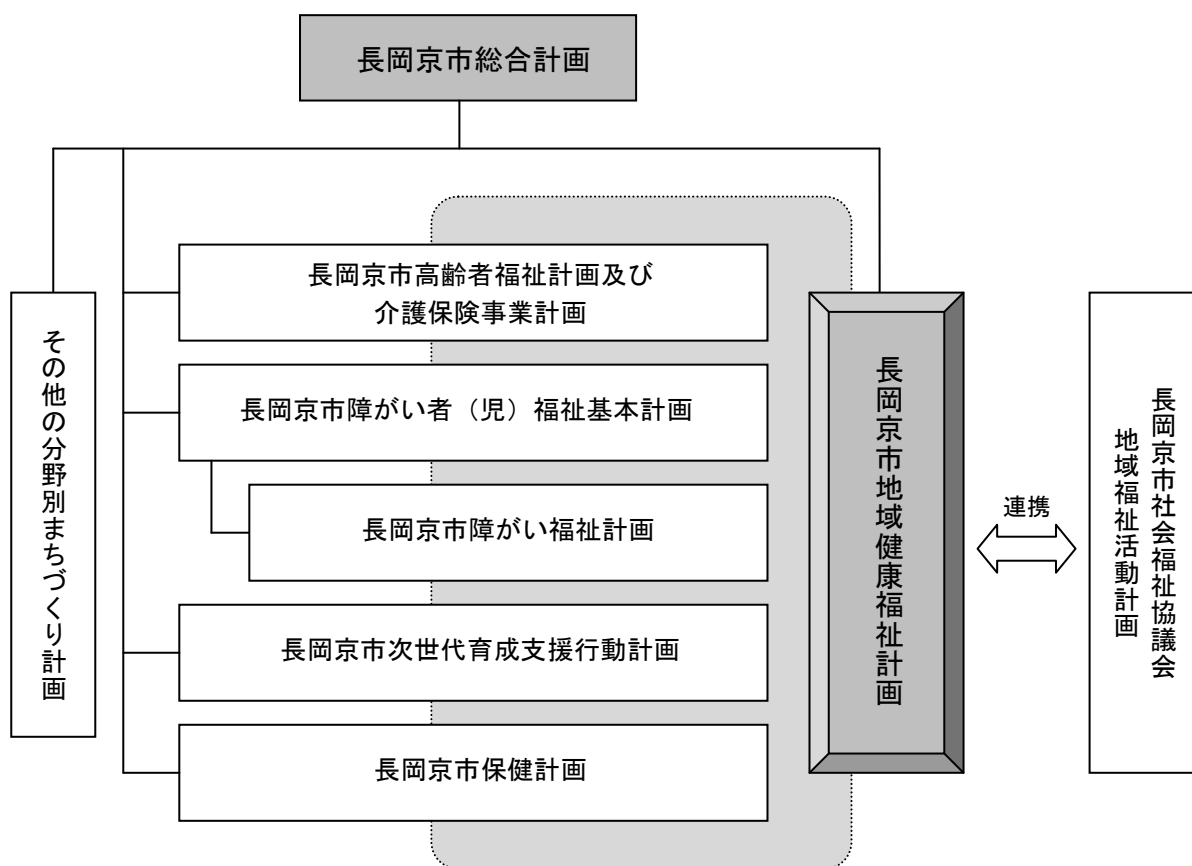
2. 計画の位置づけ

本計画は、「長岡京市地域健康福祉計画」の後期計画です。

「長岡京市第3次総合計画」の中の福祉・保健・医療に関する分野別計画であるとともに、この分野の中核的な計画です。したがって、本計画では、「長岡京市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画」「長岡京市次世代育成支援行動計画」「長岡京市保健計画」といった、この分野の個別計画において共有する理念、重点施策等を取りまとめたものであり、数値的な目標・指標、個々の具体的な取組については、総合計画及び個別計画に委ねられるものとします。また、本計画には、地域健康福祉の個別施策に関する内容も含まれており、その部分については他の個別計画と同様な位置づけとなります。

また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられ、本市では福祉分野に加え、広く保健、医療分野も含めた計画として、「地域健康福祉計画」と称しています。

一方、長岡京市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」とは、めざすべき本市の健康福祉像等において共有を図っていくとともに、本計画における地域健康福祉の個別施策と「地域福祉活動計画」における具体的な地域福祉活動事業との整合を図っていくものとします。



3. 計画の期間

「長岡京市地域健康福祉計画」の計画期間は、平成 15 年度を初年度とし、「長岡京市第 3 次総合計画基本構想」の最終年度である平成 27 年度を目標年度とする 13 年間です。

その前期計画は平成 15 年度～平成 17 年度の 3 年間、中期計画（前回計画）は平成 18 年度～平成 22 年度の 5 年間を計画期間としています。

本計画は後期計画にあたるため、計画期間を平成 23 年度～平成 27 年度の 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
前期計画												
		見直し	中期計画（前回計画）									
							見直し	後期計画（本計画）				

第2章 計画の策定手法

（１）長岡京市地域健康福祉推進委員会の設置

計画の策定にあたっては、全市的な視野で総合的な検討を図るため、学識経験者、関係機関の代表、公募市民等からなる「長岡京市地域健康福祉推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点からの意見交換を行いながら、計画案について審議しました。

（２）市民アンケート調査の実施

市民の福祉観や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、地域健康福祉に関わるご意見、ご提言を広く聴取し、本計画に反映させていくため、アンケート調査（長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査）を実施しました。

（３）団体アンケート調査の実施

地域健康福祉に関わる団体等の活動状況を把握するとともに、地域健康福祉に関わるご意見、ご提言を広く聴取し、本計画に反映させていくため、各団体にアンケート調査を実施しました。

（４）住民懇談会（ワークショップ）の開催（※長岡京市社会福祉協議会と協働実施）

計画づくりの段階から市民の積極的・主体的な参加・交流を図ることにより、地域でともに支えあい・助けあえる福祉社会の実現をめざすため、市民、地域活動団体などの参加を得て、ワークショップ形式による検討会を開催しました。

実施にあたっては、長岡京市社会福祉協議会と連携しながら、本市の4中学校区を単位として開催し、地域住民の皆さんに地域健康福祉の必要性を理解していただくとともに、日常生活における様々な課題等を話し合っていました。

（５）企業アンケート調査の実施

市内における企業の地域活動の状況や今後の活動の可能性を把握し、計画に反映させるため、企業に対してアンケート調査を実施しました。

第3章 各種調査結果からの主な現状と課題

統計調査結果

【現 状】

- 「0～14 歳」「65 歳以上」の人口が増加しています。
- 高齢化率は国や府よりも低く、平成 22 年では 20.9%となっています。
- 独居高齢者や母子・父子家庭は年々増加しています。
- 障がい者手帳所持者は年々増加しています。

【課 題】

- 高齢者数の増加に伴い、福祉サービスの充実や生活課題に対する相談支援の体制整備が必要になります。
- 高齢者が地域で生きがいをもって自立した生活を送れるように、生きがいづくりや健康づくりができる機会の充実が必要です。
- 独居高齢者の増加により、地域での見守りや災害時支援の充実が必要です。
- 障がい者のそれぞれの状況にあった就労支援や社会参加への促進が必要です。

市民アンケート調査結果

【現 状】

- 日常生活での課題としては、健康や介護に対する関心が高くなっています。
- 生活する上での相談先としては、家族が多くなっており、市役所の窓口や社会福祉協議会などの公的機関が少なくなっています。
- 日常生活で手助けしてほしいこととしては、災害、犯罪・事故等非常時の手助けが多くなっています。また、手助けできることとしては、安否確認の声かけや家の前の掃除などが多くなっています。
- 地域住民が取り組むことができる課題や問題点としては、災害などの非常時の救助や救援、防犯など地域の安全を守ることが多くなっています。
- 地域における人との付き合いや地域との関わりについては、隣人との助けあいや付き合いを大切にしたいと思う人が多くなっています。
- 地域福祉に対する意識としては、地域福祉に関心はあるが特に何もしていない人が多くなっています。
- 災害時要配慮者支援制度の認知度は低くなっています。また、災害時の支援者としては、自治会、消防団、ボランティア団体が多くなっています。

市民アンケート調査結果（つづき）

【課 題】

- 市民の健康や介護に対する意識の高まりから、市民ニーズに応じた健康教室の実施や福祉サービスの提供が必要です。
- 市役所の窓口や長岡京市社会福祉協議会などの公的機関の相談支援の活動PRを行い、市民からの相談を促進する必要があります。
- 災害時支援や防犯活動については、地域住民が手助けして欲しいことと手助けできることの双方ともに多くなっていることから、地域住民の実際の活動としてつなげていくことが必要です。
- 地域とのつながりを大切にする意識が高いことから、それらの人々がつながりをもてるような交流機会などの取組をすすめる必要があります。また、地域福祉に対して関心があるが活動として行っていない人が多いことから、地域で行われているボランティア活動の情報提供や活動の場の確保などを充実させる必要があります。
- 災害時の支援者として身近な組織への期待が高いことから、それら地域の各種機関や団体との連携を強化し、災害時の支援を強化していく必要があります。

団体アンケート調査結果

【現 状】

- 地域活動を行う上で困ることとして、地域活動を行うための活動拠点や資金の確保などがあげられます。
- 地域活動を担う人材を増やしていくために必要なこととして、団体どうしの情報交換や活動PRの充実などがあげられます。
- 市民ニーズの把握方法や活動PR方法としては、広報や回覧などの様々な情報媒体を活用した情報提供や、市民との交流機会の活用などがあげられます。
- 地域活動を活性化するために必要なこととして、活動PRによる市民の意識向上や幼少期からの福祉教育の推進、自治会や地域コミュニティ※活動の活性化があげられます。

【課 題】

- 地域活動している団体への活動支援として、助成金の充実や施設利用料の減免などの方策を検討する必要があります。
- 広報紙やホームページなどの様々な情報媒体を活用して、地域で活動している団体の周知や活動PRを行い、市民の参加を促進する必要があります。
- 市民の地域活動への意識向上のため、福祉の心を醸成する機会づくりや地域で活動している団体との交流機会の促進が必要です。

※コミュニティ…居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

住民懇談会（ワークショップ）結果

【現 状】

- 高齢者の見守りや子育て家庭への支援として、地域での人とのつながりをつくる必要があるという意見がありました。
- 地域でのつながりづくりのため、子どもから高齢者まで幅広い人たちの交流機会の促進が必要という意見がありました。
- 地域の助けあいの仕組みをつくるためには、地域に密着している自治会の活用や活性化が必要という意見がありました。
- 地域でのつながりをつくるため、身近に集える場づくりなどの地域住民が集えるきっかけづくりや場づくりをすすめるという意見がありました。また、あいさつや声かけなどの地域住民が気軽にできることによるつながりづくりをすすめるという意見がありました。
- 自治会を活性化するため、自治会の活動PRや活動によるメリットづくりをすすめるという意見がありました。
- 行政としては、自治会等の地域で活動している団体の情報提供や、福祉会館をつくるなどの地域住民が交流できる環境整備をすすめるという意見がありました。

【課 題】

- 地域住民が交流できる機会づくりや場づくりをすすめ、地域コミュニティを形成する必要があります。
- 自治会などの地域で活動している団体の活動を活性化させるため、情報提供や活動PR、活動の場の確保が必要です。
- 支えあいによるまちづくりのため、地域住民の積極的な地域活動への参加が必要です。
- 行政と地域住民とが協働して地域の課題解決に取り組むため、まちづくりに対する市民参画の機会を充実させる必要があります。
- 「自助—互助—共助—公助」による役割の重要性を広く市民に伝え、協働によるまちづくりをすすめる必要があります。

企業アンケート調査結果

【現 状】

- 行っている地域福祉活動や企業の役割としては、環境美化活動が高くなっています。
- 今後、行おうと考えている活動については、全体的に回答が少なくなっています。
- 地域福祉活動の課題については、施設や人材に余裕がないことや事故補償があがっています。

【課 題】

- 企業に、企業周辺の環境美化以外の取組にも積極的に関わってもらえるように、地域福祉活動の意義や重要性を啓発し、地域福祉活動の促進を働きかける必要があります。

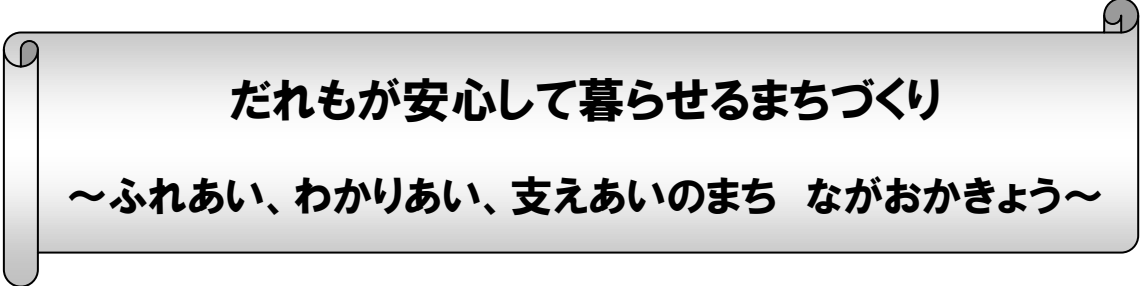
第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、「長岡京市第3次総合計画」における「福祉・保健・医療」の主要テーマである「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためのビジョン、施策の方向性等を明らかにするものであり、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を本計画の基本理念とします。

この基本理念のもと、本計画では高齢者や障がい者や子育て中の人など、個別計画が対象とした領域に限らず、健康福祉に関する総合的な視点を持ち、地域の住民どうしが気軽にふれあいながらこれらの課題を理解・共有し、課題を抱える地域の住民一人ひとりが自らの力で解決を図ろうとする取組を支援していくまちづくりをめざします。

そこで、本計画では基本理念を具現化したものとして「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」を、本市の健康福祉に関する将来像とします。



だれもが安心して暮らせるまちづくり

～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～

2. 基本視点

本計画では、前頁の基本理念（将来像）を具現化するための各施策において共通する考え方を「基本視点」として掲げ、以下の3項目を設定します。

（１）地域“愛”（このまちが好き）、人間“愛”（人が好き）、自己“愛”（自分も大切にす る）に根ざした「健康福祉文化」の創造

地域的課題に関する学習、福祉教育のほか、ボランティア学習・体験、ボランティア活動など様々な機会を通じて、本市や生活している地域の課題、自分を含め住民が抱えている生活課題などに気づき、それを理解することで、まちや人を愛する心、自分を大切にすることを育みます。また、それらの課題を自分自身のものとして捉え、地域社会で共有することによって、地域ごとに課題解決に向けた取組を展開できるような「健康福祉文化」を創造します。

取組にあたっては、長岡京市男女共同参画推進条例に沿って、すべての人が性別に関わりなく自らの意思によって対等に活動します。

（２）住民の主体的な参画と官民のパートナーシップ※に基づく、地域生活支援の新しいスタイルの構築

「健康福祉文化」の創造により、地域の課題や地域住民の生活課題を解決する活動への主体的な参画を促進します。

また、市民協働のまちづくり推進計画との整合を図りつつ、「自助」「互助」「共助」「公助」のつながりや連携のあり方、それぞれの支援主体である官と民との役割等を明らかにすることで、「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムを構築します。

（３）当事者による主体的な選択を支える環境づくり

生活課題を抱えている人が、自らの生活設計や福祉サービスの利用等に関して自立と自己決定が可能となるよう主体性の形成を図ります。また、福祉サービス利用に伴う契約、実際の利用、苦情相談等において利用者とサービス提供者との対等性を確立するとともに、福祉サービス提供者に対してサービスの質の向上をめざします。

※パートナーシップ…市民や市民活動団体、事業者（企業）、行政などが、お互いに信頼のおける相手であることを認め合い、連携と協力によって生み出される相乗効果により、単独では実現困難な事業を効果的に達成するための連携協力関係のこと。

3. 基本目標

基本視点に基づいて、地域における健康福祉を推進するために、4つの基本目標をもって施策に取り組んでいきます。

（１）「ながおかきょう“あい（愛）”コミュニティ」の形成

地域での生活課題に対して、住民どうしが支えあい・助けあう仕組みをつくるとともに、これらの地域の住民どうしの営みに、地域で活躍する様々な組織が関われるようなコミュニティの形成をめざします。そのため、市民がまちや人を愛する心を育てていくことができるように、地域を知る学習、福祉教育、健康教育などを充実します。また、市民や地域活動団体などの地域活動への支援やそれらの活動と生活課題を抱えている人が求める支援とのマッチング※、地域での支援が困難な場合の全市的な（あるいは公的な）支援との連携など、地域における生活を支えるシステムの構築に努めます。

（２）福祉・保健・医療のネットワークづくり

地域健康福祉の関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者（児）福祉基本計画・障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、保健計画など）の個別計画との整合を図りつつ、市民ニーズや社会状況の変化に対応したサービス提供体制に努めます。また、相談窓口の総合化・ワンストップ化※、見えにくい生活課題の掘り起こしなどによる相談支援や情報媒体の多様化、特定媒体への情報の一元化など、情報提供体制の構築に取り組みます。さらに、多様化・複雑化する健康福祉ニーズに対応するため、市民本位の総合的なサービス提供に向けて、従来の個別計画に基づくネットワーク※の融合化を図ります。これら福祉・保健・医療のネットワーク化を図るとともに、地域住民、ボランティア、民生児童委員等の関係機関・団体とのつながりを強化することによって、健康福祉コミュニティの形成に努めます。

※マッチング…種類の異なったものを組み合わせること。

※ワンストップ化…1か所又は1回で用事が足りること。

※ネットワーク…ものまたは人々が相互に関連し合う仕組み。

（３）住民の生活支援の充実

住み慣れた地域でだれもが安心した生活を送れるように、ユニバーサルデザイン※に基づいた交通環境、生活環境などの環境整備をすすめます。また、市民による事業者選択に真に有用な情報の提供、相談体制の確立・PR※などに積極的に取り組むとともに、「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」等の既存制度の利用促進等を図ります。

（４）地域健康福祉の推進基盤の充実

地域健康福祉活動への市民参加、市民による地域健康福祉活動への行政支援や行政の参加などについて検討するとともに、取り組んでいきます。特に長岡京市社会福祉協議会と連携を深め、役割分担、情報の共有化などを推進します。また、行政内部においても官民協働による地域健康福祉の推進に向けた職員の意識改革等をすすめるほか、健康福祉に限らず広く生活課題全般に対応できる推進体制づくりに努めます。

※ユニバーサルデザイン…「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

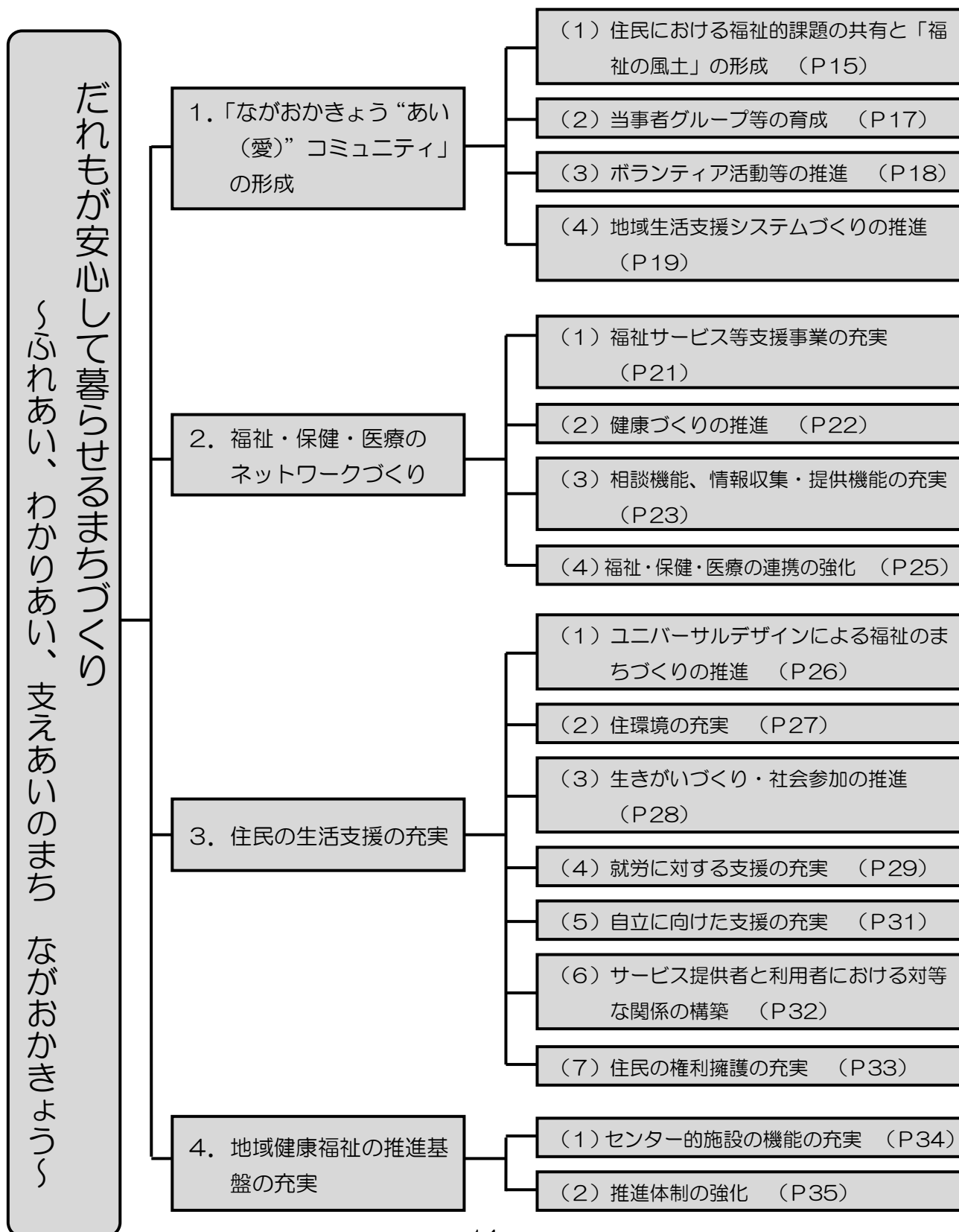
※PR…官庁・団体・企業などが、みずからの望ましいイメージ及びその施策や事業内容・主義主張などについて多くの人々に知らせて理解や協力を求める組織的活動。

4. 施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策》



第5章 施策内容

施策の体系に沿って、具体的な施策を展開します。

なお、前回計画における施策を検証し、成果と課題を記載しています。

1. 「ながおかきょう “あい（愛）” コミュニティ」の形成

（１）住民における福祉的課題の共有と「福祉の風土」の形成

成果と課題

本市では、従前から自治会活動、“ふれあい都市長岡京”市民運動実践協議会、ふれあいのまちづくりの活動、市民活動団体の活動等を展開してきました。平成21年度からは、それらの活動を活かしつつ、新たな地域力を醸成し地域コミュニティを活性化していく方法の一つとして、小学校区を単位とした地域コミュニティ協議会を設立する取組をすすめており、平成22年度末現在、3つの小学校区において、地域住民と市から配置した地域コーディネーターが協働し、地域コミュニティセンター（開放センター）を拠点施設に、地域力の醸成に向けた活動を実施してきました。また、4つの小学校区において総合型地域スポーツクラブ※を創設し、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化をすすめています。地域を知り地域を大切にすることの気持ちを育むため、地域住民をはじめ、学校教育や社会教育と社会福祉関係機関が協力して、地域住民が参画できるイベントを開催したり、福祉関係の地域活動団体と市との協働で「みんなの交流ひろば」を実施したりするなど、子どもから高齢者、障がい者が一緒になって取り組み、参加体験を通じたまちぐるみの次世代育成や地域コミュニティのある住みよいまちづくりの土壌づくりをすすめています。

また、市民の福祉教育を推進するために、人権を考える情報紙を配布するとともに、人権啓発イベントの周知や人権に関するコラムの掲載、人権啓発ポスターコンクール受賞作品の発表などを通じて、人権尊重の意識啓発をすすめています。さらに、小・中学校では障がいのある児童生徒を学校全体として支援するため、特別支援教育コーディネーター※を配置し、校内体制の整備を推進しています。

※総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者から上級者まで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

※特別支援教育コーディネーター…障がいのある児童生徒の発達や障がい全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する者で、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者。

今後の課題としては、地域について知る機会や地域住民どうしがふれあう機会を促進させるため、地域で行われている様々な交流活動やスポーツ・レクリエーション※活動の周知や参加の呼びかけを行うとともに、地域の問題を共有できる企画などの検討が必要です。また、人権啓発のイベントなどへの市民参加を促進するなど、人権啓発に関する取組の充実を図る必要があります。さらに、障がいのある児童生徒は一人ひとりの状況が異なるため、個別の教育ニーズに応じた教育を行っていく必要があります。

今後の方向性

○地域（まち）を知る機会の充実

「まちで育てる・まちを育てるみんなの交流ひろば」などの開催により、子どもから高齢者、障がい者など様々な人が交流できる機会をつくり、福祉体験や伝統技術や昔遊びの伝承などをすすめます。

また、地域コミュニティ協議会などで、環境や災害などの地域が抱える問題を地域住民が共有できる機会の充実・支援に努め、地域を大切にする（愛する）気持ちを育て、地域コミュニティの形成を図ります。

○福祉教育等の充実

福祉施設等を見学し、高齢者、障がい者、幼児等とのふれあいをもつ教育をはじめ、ボランティア体験なども積極的に取り組み、学習の成果として学習したことを実践につなげていけるような教育の推進に努めます。

また、認知症高齢者や男女共同参画など、人権を考える情報紙やイベントの内容を充実させ、啓発効果の向上に努めます。

○学校における特別支援教育の推進

障がいのある子どもの障がいの状態、発達段階、特性などに応じ、障がいに基づく種々の困難の改善・克服を図りながら、個性や能力の伸長に努めます。

また、障がいのある子どものニーズに応じた特別支援学級の設置による、個別の支援計画に基づく個別のニーズに応じた教育の推進や、特別支援学級への支援員の配置による学習活動上のサポートを行います。

○地域社会等とのパイプ役※となる教職員の育成

学校における福祉教育をより有効なものにするため、学校教育現場で福祉関係機関、地域社会・市民参加の促進等とのパイプ役となる教職員の育成に努めます。

※レクリエーション…仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

※パイプ役…2者の間を取りもつ人や組織。

(2) 当事者グループ等の育成

成果と課題

本市では、様々な生活問題を抱えている地域住民や当事者グループどうしの情報交換や相談支援を行い、地域住民どうしの仲間づくりや当事者グループどうしのつながりづくりをすすめています。

今後の課題としては、それら住民どうしや当事者グループどうしのつながりを強化するため、お互いが知り合えるような機会づくりや情報提供をすすめていく必要があります。また、それら住民や当事者グループと支援を求める対象者がつながり、地域での生活問題が解決していけるような仕組みづくりをすすめていく必要があります。

今後の方向性

○同じ生活課題を抱える人どうしのマッチング

同じような生活課題を抱えている人々の仲間づくりを支援するため、各種相談機関等において日常的に、当事者グループ等に関する情報入手に努めるとともに、各機関の連携を強化して、同じような生活課題を抱えている人々（あるいは、当事者グループ）に関する情報の交換を図ります。

また、必要に応じて、対象者とのマッチングを図ります。

○当事者グループ活動の活性化支援策

当事者グループ等からのニーズを把握しながら、グループ活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

福祉サービス事業への参入や、自らが社会参加を促進するための新たな事業化等への支援を行います。

(3) ボランティア活動等の推進

成果と課題

本市では、地域で活動する団体間の調整や行政との橋渡しを行う地域コーディネーター※を配置し、校区におけるすべての市民や団体で構成される地域コミュニティ協議会※の設立をすすめています。現状では、平成21年度からはモデル地区として長岡第七小学校区で、平成22年度からは長岡第四小学校区、長岡第九小学校区でそれぞれ地域住民がともに支えあい、課題解決や活性化にもつながる取組をはじめています。また、子育てボランティア養成講座の開催や、市民活動サポートセンター登録団体と連携したボランティア体験の場や情報提供などにより、地域で活躍するボランティアの発掘・育成をすすめています。また、地域福祉活動の活性化や民間社会福祉活動の振興を図るため、民間社会福祉団体の自主的、主体的な事業に対し、地域福祉振興基金※を利用して、活動費の助成を行っています。

今後の課題としては、地域住民や団体からの相談が増加していることから、多様な相談に対応できるように、地域コミュニティ協議会のスタッフのスキルアップやコーディネート機能をさらに充実させていく必要があります。また、気軽にボランティア体験できる場や情報提供を行うとともに、ボランティア講座を修了した人へ、ボランティア活動紹介などのアフターフォローを充実させ、市民が活動へ参加できるきっかけづくりに努めていく必要があります。

今後の方向性

○ボランティアコーディネート機能の強化

全小学校区での地域コミュニティ協議会の設立に努め、地域で活躍するボランティアの発掘・育成などを通じて、様々な地域課題を地域の力で解決していく仕組みづくりをすすめます。

また、地域福祉の推進を目的とする長岡京市社会福祉協議会にあるボランティアセンター機能、教育委員会生涯学習課の「人材登録制度（学習ボランティア）」、市民活動サポートセンター等のコーディネート機能の連携を図ります。

○ボランティア講座等の充実

市民ニーズに応じた各種ボランティア養成講座を開催するとともに、実際にボランティア活動などを行っている団体を紹介したり、活動の場を確保するなど、学習した成果を具体的な地域活動やボランティア活動へ発展させていきます。

福祉の心を醸成する機会づくりや地域で活動している団体との交流機会を通じて、市民の地域活動への意識向上を図るとともに、地域活動をしている団体に対して、助成金の充実や施設利用料の減免などの方策を検討します。

※地域コーディネーター…地域コミュニティを活性化するために小学校区単位で設置され、地域で活動する団体やボランティアの調整のほか、行政との連絡を行う人。

※地域コミュニティ協議会…様々な地域課題を解決するために地域が一体となり、自治会や地域各種団体を中心に団体などが参加する小学校区単位の組織。

※地域福祉振興基金…地域福祉活動の振興または民間社会福祉活動の活性化を目的とする事業に支出する基金。

○地域健康福祉コーディネート機能の推進

市民活動サポートセンターが中心となり、ボランティア活動を行いたい地域住民をボランティアセンターなどのボランティア活動を支援する機関へつなぎます。また、地域住民が抱える生活課題について、地域コミュニティ協議会での対応が困難な場合は、総合生活支援センターなどの地域健康福祉に関する関係機関・団体へつなぎます。

(4) 地域生活支援システムづくりの推進

成果と課題

本市では、市民が住み慣れた地域で抱える健康・福祉に対する支援として、総合生活支援センターで地域健康福祉に関するサービスの情報提供や、市民の福祉全般に関する相談、権利擁護事業などに対応しています。また、ボランティア活動の支援を行い、地域のネットワークの構築や行政との連携を図っています。一方、災害時の支援体制としては、「長岡京市災害時要配慮者支援制度実施要綱」に基づき、災害発生時に避難することが特に困難な市民の安全のため、地域の自主防災組織や近隣者の協力により安否確認や避難誘導を受けられる連携システムを推進しています。また、個人情報保護に配慮しながら災害時要配慮者名簿を作成し、自治会や民生児童委員へ提供しています。

今後の課題としては、社会変化などにより多様化する市民の相談内容に対して、適切かつ円滑に対応できる相談支援やサービス提供をすすめていく必要があります。また、災害時支援については、避難支援者の協力を促進させることや支援制度への関心を高めることが必要です。

今後の方向性

○「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムの構築

長岡京市社会福祉協議会と連携を図り、総合生活支援センターが市民にとって気軽に健康・福祉に関する悩みなどを相談できる総合窓口として機能できるように推進体制を整備します。

また、全小学校区で設立をすすめている地域コミュニティ協議会において、地域住民や団体による地域健康福祉活動の促進や、行政との連携による公的な支援へつないでいくことより、幅広い生活課題に対応できる支援システムの構築に努めていきます。

さらに、地域健康福祉活動を推進していく上で、地域の見守り活動や交流活動などについては、自治会の役割がより一層重要となるため、情報共有や活動支援など連携を図ります。

これら地域住民による支えあい・助けあいの支援システムが構築できるように、社会福祉大会の講演会などで意識啓発を図ります。

○災害時の支援体制の充実

災害時要配慮者支援制度の周知を図るとともに、要介護認定や障がいの程度の区分情報等から民生児童委員の協力のもと手あげ方式により災害時要配慮者名簿を作成します。それにより、要配慮者に係る情報を地域と行政機関等で共有し、日頃の見守り活動や災害時における避難情報の伝達や避難支援を地域ぐるみですすめることで、地域の安心・安全体制の充実を図ります。

また、庁内の推進体制としては、福祉部門と防災関係機関等の連携を強化し、民生児童委員や自治会など地域の支援関係者の理解と協力が得られるように積極的に働きかけていきます。

さらに、要配慮者支援災害ボランティアの養成など総合的な支援体制づくりに努め、活動につなげていきます。

○緊急時の支援体制の推進

やむを得ない事由により一時的に自助が困難になった場合、児童虐待やドメスティック・バイオレンス※などで人権が著しく侵害されたり、身体や生命等に危険が及んだりする場合の対応策として、既存のショートステイサービスの対象者でない市民を対象としたショートステイ的なサービス、緊急避難を受け入れるサービスなどの可能性について検討するとともに、必要に応じて関係機関に働きかけます。

○小地域ネットワーク活動への支援の充実

長岡京市社会福祉協議会において、小地域ネットワーク活動の一環として実施している“地域コミュニティ協議会”は、今後「自助―互助―共助―公助」による生活支援システムにつながる可能性を秘めた取組であり、活動範囲の拡大やそれに伴うリーダー養成等に向けた支援を行っていきます。

※ドメスティック・バイオレンス…配偶者や恋人など、親密な関係にある（あった）者の間での暴力。

2. 福祉・保健・医療のネットワークづくり

(1) 福祉サービス等支援事業の充実

成果と課題

本市では、「長岡京市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画」「長岡京市次世代育成支援行動計画」「長岡京市保健計画」などの個別計画に基づき、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための福祉サービスを充実させるとともに、市民自身が主体的に行う社会参加や生きがいつくり活動、地域での交流の機会づくりを促進しています。

今後の課題としては、福祉サービス利用者が適切にサービスを利用できるようにするための支援や、利用者の権利が保障される体制づくりが必要です。また、公的な福祉サービスだけでなく、長岡京市社会福祉協議会や当事者団体、ボランティア等が実施している様々な支援を促進し、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基盤づくりをすすめていく必要があります。

今後の方向性

○子育て支援の充実

「子育て・子育て・親育ち・地域育ち」の考えのもと、家庭・地域・学校・行政が連携して、地域全体で子どもの元気で健やかな成長を見守ります。

また、子育て家庭への保育サービスや子育て支援を充実させるとともに、多世代交流や体験学習などにより子どもが地域で様々な体験を行うことで、心豊かに成長できる環境づくりをすすめます。

○在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスについては、要介護等の高齢者や障がい者が、地域社会の中で自立した日常生活を営めるよう、その充実に努めていきます。

高齢者を対象とした在宅福祉サービスについては「長岡京市第5次高齢者福祉計画」に基づき、計画的にその充実に向けて取り組みます。

特に要支援者及び要介護者を対象とした居宅サービスについては、「長岡京市第4期介護保険事業計画」に基づき推進します。

また、障がい者を対象とした在宅福祉サービスについては、ホームヘルプサービス、通所サービス、ショートステイ、ケアホーム事業等を柱にしながら、社会参加やコミュニケーション等についても、本人の希望を踏まえ自立生活に向けた支援の充実に努めます。

○施設福祉サービスの充実

施設福祉サービスについては、対象となる市民の動向、抱えている生活課題の種類や程度、ニーズ等に応じて、行財政の問題等を考慮しながら、民間事業者も含めて各福祉施設の整備・充実に図ります。また、広域で取り組む必要がある施設については、関係自治体と連携しながら推進します。

なお、要援護高齢者を対象とした施設サービスについては、「長岡京市第5次高齢者福祉計画・長岡京市第4期介護保険事業計画」に基づき、計画的にその充実に向けて取り組みます。

(2) 健康づくりの推進

成果と課題

本市では、市民が健康の大切さを知り、健康維持及び増進について考えてもらう場を広く提供しています。特に、子育て世代には、社会からの孤立化を防ぐために育児支援教室を開催し、中高年世代に対しては、生活習慣病予防やがん予防など健康増進に繋がる健康教育や介護予防※などの講座を開催し、市民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていけるための機会を提供しています。

今後の課題としては、市民が健康の維持及び増進の意識をさらに高めていけるように、様々な機会を通して働きかけるとともに、各種講座を開催する際には、市民ニーズにあったテーマの設定や幅広い年代層に参加してもらえようような開催日時や開催場所などの条件整備を行います。

また、市民が地域生活において自主的・継続的に健康づくり活動を行っていくように働きかける必要があります。

今後の方向性

○一人ひとりの健康意識の向上

ホームページや広報紙等による情報提供、市民ニーズに応じた健康教室や講演会の開催により、正しい健康づくりの知識の普及啓発をすすめ、市民の健康意識の向上を図ります。

○ライフステージ※に応じた健康づくり

健康に関する問題・課題は世代によって異なることから、一人ひとりが自分の属する年代の健康問題や課題を正しく理解し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康づくりを支援します。

※介護予防…介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護が必要になってからは、その状態を維持または改善して悪化させないようにすること。

※ライフステージ…人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期や少年期、青年期、壮年期、老年期などに区分した、それぞれの時期。

○健康づくりを支える地域づくり

地域で行われている健康づくり活動に関する情報の提供、同じような課題を抱えた人々の仲間づくりへの支援などを通じて、地域が一体となった健康づくりへの取組などについて支援します。

○予防施策の充実

疾病予防、疾病の早期発見・早期治療、寝たきり・認知症などの重症化に対する予防等を推進するため、予防接種、健康診査やその後の教育、防疫対策等を充実するほか、地域を基盤として福祉施設や保健施設と地元医師会及び医療機関との連携を強化した地域医療体制の充実を図ります。

(3) 相談機能、情報収集・提供機能の充実

成果と課題

本市では、生活課題に対する総合相談窓口として、総合生活支援センターを中心に高齢者事業、障がい者事業、地域健康福祉活動の実施とボランティア活動支援を行っています。また、自治会や民生児童委員などの団体との連携を図り、市民の潜在的な相談ニーズを把握しています。子育て家庭への相談支援や情報提供としては、家庭児童相談室や地域子育て支援センターなど、子育ての専門相談員による相談体制の充実を図っています。情報提供については、広報紙やホームページなどの様々な情報媒体を活用して充実を図っています。

今後の課題としては、総合生活支援センターが生活課題に対する総合窓口としての機能を果たせるように、総合生活支援センターの認知度を高め、支援を必要とする市民の利用を促進する必要があります。また、市民の様々な生活課題への対応を図るため、自治会や民生児童委員などの団体が、地域での支援活動をしていくために必要な情報提供と個人情報保護の問題とのバランスについて、検討していくとともに、福祉・保健・医療などの関係機関の連携を深め、相談支援体制を充実していく必要があります。情報提供については、情報化社会の進行に伴い、インターネットを利用した情報入手者が増えることが考えられるため、ホームページの内容の充実や分かりやすい掲載内容の工夫が必要になります。

今後の方向性

○複雑・多様化する相談ニーズに対応する総合相談窓口の機能強化

総合生活支援センターにおいて、市民の福祉に関する相談、福祉サービスを利用するための支援、その他、暮らしに関する情報の提供などの事業を行い、市民の多様な相談ニーズへの対応や情報提供の充実を図ります。また、相談支援の活動PRを行い、市民からの相談を促進します。

○福祉なんでも相談室の設置

福祉事務所に福祉の相談窓口「福祉なんでも相談室」を設置し、高齢者や障がい者の福祉サービスや、子育てに関する相談など、どこに相談すればよいのかわからない相談に積極的に対応します。

○潜在的な相談ニーズの発掘

福祉に関する各種相談窓口の周知や地域住民や地域で活動している団体などと連携を図り、地域住民や地域で活動している団体などが抱えている潜在的な相談ニーズを把握します。

また、こうした取組の拠点として、各小学校区で設立をすすめている地域コミュニティ協議会を活用できるように努めます。

○多様な媒体を組み合わせた情報の提供

広報紙やホームページの内容を充実させるとともに、多様な情報媒体を組み合わせた情報の提供をすすめます。

また、情報を提供する際には、多くの情報を分かりやすく掲載することや、手に入れやすい機会を充実させるなど、情報を必要とする市民が、求めている情報を簡単に手に入れることができるようにします。

○特定媒体（または、特定機関）への情報の一元化の推進

情報媒体の多様化を図るとともに、健康福祉サービスを必要とする人や、今はまだ必要としない人にも「健康福祉に関する情報が必要な場合、ここを見れば（ここに行けば）わかる！」という媒体を共有化することで、現在及び将来にわたって必要な人に必要な情報が提供できる体制を整えるため、多くの人々が手軽にアクセスできる媒体への健康福祉に関する情報の一元化を図ります。

○事業者からの積極的で正確な情報提供の促進

健康福祉サービスの利用者が事業者を選択する際に役立つ情報が、サービス提供事業者から、積極的かつ正確に提供されるよう、事業者に対して働きかけていきます。

(4) 福祉・保健・医療の連携の強化

成果と課題

本市では、福祉・保健・医療の連携による推進基盤として、高齢者支援に関して「長岡京市地域包括ケアシステム」の構築をすすめています。その中で、地域包括支援センターでは、高齢者の虐待予防を含めた総合的な相談業務や介護予防ケアプラン※を作成し、相談支援や介護予防に向けた取組を推進しています。また、障がい者支援に関しては「障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議」で、障がい者がサービスを利用する際の課題などについて、意見交換や困難ケースの報告により委員相互の情報共有を図っています。さらに、乙訓圏域障害者自立支援協議会において、圏域内の課題解決に向けた具体的な検討をすすめています。

今後の課題としては、高齢者や障がい者も含めたすべての市民が抱える生活課題への支援をすすめるため、福祉・保健・医療の関係機関以外にも、自治会や民生児童委員などの地域で活動している各種団体とのネットワークを強化する必要があります。

今後の方向性

○「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムのもとでの既存ネットワークの連携

福祉・保健・医療の連携を推進することによって、「長岡京市地域包括ケアシステム」や「障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議」などの既存のネットワークを強化するとともに、すべての市民への支援に向けて、総合生活支援センターと既存ネットワークとの連携を図ります。

※介護予防ケアプラン…要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」の判定を受けた人に対する利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画。

3. 住民の生活支援の充実

(1) ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進

成果と課題

本市では、「長岡京市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅舎の改良、道路の拡幅、踏切の拡幅など、重点整備地区内の交通環境のバリアフリー※化をすすめています。公共建築物、公園、道路等の生活空間においては、関係法令や「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき、水平移動、上下移動の円滑化に向けた各種整備等、トイレ、駐車場等の空間においても、各種整備をすすめています。その他、福祉のまちづくりの推進として、コミュニケーション環境のバリアフリー化をすすめるため、手話のできる職員の配置や外国人市民とコミュニケーションが図れる窓口体制に努めています。

今後の課題としては、バリアフリー化などの整備に対する市民ニーズに応えられるように、行財政も考慮しつつ、整備をすすめていく必要があります。また、高齢者や障がい者の移動や建築物の利用を円滑化するために、関連施設を一体的に整備する必要があります。

さらに、聴覚障がい者や外国人市民などに対して、円滑な窓口対応を行うため、職員配置や職員研修によるコミュニケーション能力のさらなる向上が必要です。

今後の方向性

○交通環境における福祉のまちづくりの推進

平成 18 年度に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいた基本構想の策定をすすめるとともに、各種整備に努めます。

また、市内の交通が不便な地域の解消や、高齢者や障がい者の交通手段を確保するため、コミュニティバス※の運行のあり方について再度検討を行います。

ノンステップバス※については、経費の一部を路線バス事業者に対して支援するなど働きかけます。

※バリアフリー…障がい者や高齢者などが生活するうえで妨げとなる物理的障壁や社会的な障壁がないこと。

※コミュニティバス…公共交通空白（不便）地域において、高齢者などの外出を支援及び促進することで、地域の活性化と住民福祉の向上を図るため、市内を循環するバス。

※ノンステップバス…低床（ていしょう）バスの一つ。床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

○生活環境における福祉のまちづくりの推進

市民が安全・快適で暮らしやすい生活環境づくりのため、バリアフリー化とユニバーサルデザインに基づく環境整備をすすめます。特にバリアフリー化が必要とされる公共施設などに関しては段階的に整備していきます。

また、安全で快適な歩行空間を確保するために、引き続き歩道の整備・改良、歩車分離、段差の解消等を行なうとともに、放置自転車、違法駐車（駐輪）、はみ出し看板等については、地域住民の協力を得ながらその解消に努めます。

○コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、外国人市民などのコミュニケーション等において課題を抱えた市民の情報環境を改善するため、情報の提供・入手、コミュニケーション等が必要な場面においては、点字、手話、外国語表記等の活用に努めるとともに、場面に応じて、分かりやすい表現などにも努めます。

また、コミュニケーション等の課題を抱えた市民との窓口対応においてスムーズで相互に情報伝達ができるよう、職員基礎研修を通じた職員の養成や配置に努めます。

○市民の“ちょっとしたサポート”による福祉のまちづくりの推進

施設、設備・機器類等の整備・改善を伴う福祉のまちづくりだけでなく、市民一人ひとりの“ちょっとしたサポート”、例えば、階段の昇り降りの補助、電車やバス等の車内での席の譲り合い、手話ができなくても筆記での簡単なコミュニケーションなどが日常生活の中で自然にできるよう、多様な人々が抱える生活課題を共有できる環境づくりに努めます。

（２）住環境の充実

成果と課題

本市の市営住宅は、平成 16 年 1 月に策定した「長岡京市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、緊急度の高いストック（既存住宅）から改修を行い、入居者の必要度に応じてバリアフリー化をすすめてきました。

しかしながら、平成 21 年 3 月に国から「公営住宅等長寿命化計画策定指針」が示されたことから、本市においても現計画を見直し、改定版として「長岡京市営住宅等長寿命化計画」を平成 22 年度に策定を行いました。

この計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の計画で、市営住宅の潜在的な需要推計について、その供給方法等の見直しを図るとともに、予防保全的管理を行い、長期的な活用をめざすとともに、手すりの設置や浴槽等の高齢者対応等を行い、居住性の向上を図るものです。今後はこの計画に基づき、改修等に努めます。

今後の方向性

○ユニバーサルデザインによる公営住宅の確保

「長岡京市営住宅等長寿命化計画」の策定により、安全で快適な住まいを長きにわたって確保できるよう、住まいの改善に努めます。

また、老朽化がすすむ市営住宅の建替えを検討し、ユニバーサルデザインの視点から、高齢者、障がい者をはじめだれもが生活しやすい居住空間づくりに努めます。

(3) 生きがいくくり・社会参加の推進

成果と課題

本市では、市民の生きがいくくりとして中央生涯学習センターの「生涯学習団体交流室」に生涯学習に関する人材登録を受け付け、学びたい人とのコーディネートを行っています。また、この人材登録者を活用して、市民対象の生涯学習に関する講座を開催しています。これら各種生涯学習に関する取組については、チラシやパンフレット等の配架による情報提供や相談、活動を支援しています。生涯スポーツについては、4つの小学校区で総合型地域スポーツクラブを創設し、地域において、「いつでも」「どこでも」「だれでも」様々なスポーツを楽しめる機会づくりをすすめています。

今後の課題としては、市民の多様な学習ニーズに対応した学習提供を行い、市民ニーズや社会変化の把握や学習内容を分かりやすくする工夫など、個人の目的に応じてだれもが参加しやすい学習環境づくりをすすめる必要があります。また、地域での学習活動を促進するために、学習提供やスポーツ指導を行える人材の発掘や育成をすすめる必要があります。その他、近年のパソコンの普及率やインターネットの利用率が高まっていることから、それらを活用する能力向上に向けた学習機会の提供が必要です。

今後の方向性

○生涯学習・生涯スポーツの振興

生涯学習・生涯スポーツは、市民一人ひとりの生きがいくくり・健康づくりの場であるほか、まちづくりや地域社会のことについて考える場でもあるため、講座や教室等の事業を企画・展開するにあたっては、市民ニーズを踏まえ、市民の参画を得ながら個人のライフステージや課題に応じたテーマ設定を行うとともに、地域的課題や現代的課題にも配慮していきます。

また、高齢者が地域で生きがいをもって自立した生活を送れるように、生きがいくくりや健康づくりができる機会の充実を図ります。

さらに、市民の学習したい分野、学習したいレベル等は多様化しつつあり、これらに対応するため、大学、高等学校、小・中学校、民間教育機関等との連携を図り、多様な学習提供をすすめます。

その他、地域での学習活動やスポーツ活動を支える人材の発掘・育成をすすめます。

○ＩＴリテラシー（情報入手したり利活用したりする能力）の向上

ＩＴ（例えば、電子メール、インターネット、など）を活用した情報入手などに慣れていない人が、それらの利用方法を気軽に学べるＩＴ講習会やＩＴに関する講座等を実施していきます。

（４）就労に対する支援の充実

成果と課題

本市では、高齢者の就労支援としてシルバー人材センターを通じて、民間事業所や一般家庭などから高年齢者に適した、日常生活に密着した仕事を受け、会員に提供しています。また、障がい者の就労支援としては、ＪＲ長岡京駅前のバンビオ１階に障がい者に対する実習訓練と就労支援を行う施設としてオープンラウンジを設置し、喫茶営業サービスを通じてジョブパートナー（就労を支援する人）を配置し、障がい者の就労の定着を図るとともに、実習訓練を行っています。また、同箇所の乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）では、乙訓２市１町の中小企業の事業主と従業員を対象に、勤労者福祉の充実のための事業を行っています。

その他、近年、若者無業者、若者のひきこもりが増加し、大きな社会問題にもなっていることから、本市においても、若者の職業意識の高揚を図り、職業的自立の推進に向けた取組として、就労支援ネットワーク会議を通じて検討、事業の実施に努めています。

今後の課題としては、高齢者等の働く場であり、生きがいづくりの場でもあるシルバー人材センターの事業を充実させ、会員数の増加やできるだけ多くの会員に就業機会を提供していくことや、障がい者の仕事をサポートするジョブパートナーのような人材の確保や事業所への障がい者の雇用に対する理解を深めることが必要です。併せて、増加する若者無業者、若者のひきこもりをいかに就労や地域社会との交流に結び付けていくかが重要なこととなっています。

また、２００６年、労働者派遣法が改正され、製造業への派遣期限が２００７年３月以降、１年から３年に延長されました。その３年契約の期限が２００９年に集中したことや不況の影響でその多くの人が契約を更新されず、失業者は増加しています。そのため、昨今の雇用不安による失業者への就労支援情報を積極的に周知することが必要です。

今後の方向性

○働く場所の充実

高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するために、シルバー人材センターの運営を助成し、生活支援サービスの拡大や技能講習の充実など、自主的な活性化を促進していきます。

また、障がい者に対しては、ＮＰＯなどと連携を図りつつ、本市だけでなく乙訓圏域障害者自立支援協議会を通じて、障がい者雇用に対する諸制度の周知、障がい者雇用に対する理解を深めます。

また、一般雇用、福祉的就労に限らず一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り就業し、継続できるよう関係機関と連携し、就労の機会の充実に努めます。

○勤労者福祉の充実

勤労者の生活の安定を図り、勤労意欲を増進し、勤労者が安心して働くことができる環境づくりをめざしています。

そのために、乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）※などの団体に対して運営費を支援します。

また、住宅取得を希望する勤労者に低利で融資できるよう、資金を取扱い金融機関に預託します。

○コミュニティビジネス※等の起業支援の推進

新たなビジネスチャンスとして、地域社会における課題である福祉、教育、環境、産業（地域特性を活かした産業）、伝統工芸、IT、まちづくりなどに注目し、コミュニティビジネスとしての企業化の可能性の高いものについて支援を行い、あわせて就労機会の拡大を図ります。

また、これらのコミュニティビジネスには、障がい者、高齢者、女性など幅広い市民の参加を促進します。

○若者無業者、若者のひきこもりへの取組の強化

長岡京市就労支援ネットワーク会議※を通じて、関係機関との連携強化、情報交換を行いながら、要支援者への職業的な自立支援及び地域社会との交流を図るための効果的な取組を検討、推進していきます。

○雇用不安への対応

雇用不安への対応に関しても、長岡京市就労支援ネットワーク会議の主催で就職セミナーを定期的に関催します。また、他の機関が主催する就労支援などの情報を広報紙やホームページに掲載し、チラシを窓口に置くなど、積極的にPRします。

※乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）…乙訓2市1町の中小企業の事業主と従業員を対象に、勤労者福祉の充実のための事業を行っている。

※コミュニティビジネス…地域の住民を中心に組織し、企業や行政機関の対応しにくい、生活者の需要を掘り起こして展開する事業。収益をあげるだけでなく、社会奉仕の要素も強く、介護・子育て・教育・まちづくり・資源リサイクルなどの分野がある。

※就労支援ネットワーク会議…市民の職業的な自立支援の効果的な展開をめざして、府やハローワークなど関係機関と連携をもち、情報交換と必要な事業の実施を図る組織。

(5) 自立に向けた支援の充実

成果と課題

景気の低迷、雇用不安が継続する中で、最後のセーフティネット※である生活保護の受給世帯が増加し続けるなど、市民生活は一段と厳しさを余儀なくされています。

本市では、そうした厳しい社会経済情勢が続く中で、生活保護制度の適正な運用をはじめ、生活課題を抱えている市民を対象とした年金や手当、助成金等の支援を行い、最低生活の保障と経済的負担の軽減を図っています。また、地域ではスポーツ・レクリエーション活動や交流活動などの様々な地域活動を行い、高齢者や障がい者を含むすべての市民が地域社会に関わっていけるような環境づくりをすすめています。

今後の課題としては、生活保護制度の適正な運用や、経済的な生活課題を抱えている市民に対して生活の安定と福祉の向上を図るための経済的支援を行財政に考慮しつつ、各種手当や助成等の充実と普及、啓発を図る必要があります。また、地域での自立した生活を支援するために、地域で活動している各種団体との連携を図り、それら活動への支援をすすめていく必要があります。

今後の方向性

○経済的な自立に向けた支援

生活課題を抱えている市民を対象とした年金や手当、助成金等の既存の経済的な支援策については、「自助―互助―共助―公助」による生活支援という方向性の中で、行財政問題などに留意しながら、その在り方について検討するとともに、必要に応じて支援策の充実に向けて、国及び府に対して要望していきます。さらに、増加する生活保護世帯に対しては、必要な職員の確保に努めながら経済的支援と併せて自立助長の推進に取り組みます。

また、支援を求めている人に適正に年金や手当、助成金等が受けられるように、各種手当や助成等の普及、啓発に努めます。

そして、派遣切り等で生活基盤を失う人や生活保護受給者の増加に対応するため、生活支援と雇用支援を連携して行い、自立に向けたシステムづくりを行います。

○施設生活から地域生活への支援の充実

福祉施設、医療施設等に入所（入院）していた市民が地域生活に移行するにあたって、住環境、近所付き合い、健康管理、生きがいづくりなど、生活の様々な場面に関わる支援機関等が連携を図り、ボランティア、NPO等の協力を得ながら、円滑に移行できる体制づくりをすすめます。

○グループホーム等の充実

高齢者や障がい者が自分らしい生活を送れるよう、地域密着型サービス、グループホームやケアホームの整備やそこでの生活支援の在り方等について検討しながら充実を図っていきます。

※セーフティネット…安全網のこと。経済的な困窮者に対し、最低限の安全、安心を保障するための社会的な制度や対策。

(6) サービス提供者と利用者における対等な関係の構築

成果と課題

本市では、サービス提供者や利用者を含めた総合的なケアマネジメント※を担う中核機関として「長岡京市地域包括支援センター」を位置づけ、平成18年4月にJR長岡京西口駅前の長岡京市総合交流センター内にある総合生活支援センターに設置、平成19年には2チーム目を同地に設け、高齢者や要介護高齢者、その家族に対して生活全般に関わる様々な問題や総合的な保健・福祉サービス利用についての相談支援を行っています。各中学校区ごとにある在宅介護支援センターでは、地域の最も身近な相談窓口として、また、地域包括支援センターのブランチ（支部）として関連機関との連携・調整を図っています。

今後の課題としては、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、民生児童委員、自治会等の各種団体とのネットワークを強化し、総合的なケアマネジメントを担う中核機関としての地域包括支援センターの機能のさらなる拡充が必要です。

今後の方向性

○福祉サービス全般の相談窓口の機能強化

地域包括支援センターは総合的な相談窓口として、在宅介護支援センターは地域の身近な相談窓口として機能していくため、それらの連携強化や地域で活動している各種団体などとのネットワークを強化し、高齢者が一人ひとりの実情にあった適切なサービス提供が受けられる環境をつくります。

○利用者と事業者の協働による取組の推進

苦情や評価といった、利用者と事業者が対局にたった対等性から、事業者と利用者がともにサービスの内容や事業運営について検討していくような協働の対等性の実現について、事業者に働きかけます。

○苦情相談と事業者の協働による取組の推進

サービス利用の契約締結にあたっては、サービス利用者に苦情相談体制の全体像が十分に把握できるよう説明することを事業者に働きかけます。

また、サービス利用者以外の人にも、福祉サービスにおける利用者と提供者の対等性の意識を定着させるため、様々な機会を捉えてPRを図ります。

※ケアマネジメント…介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

（７）住民の権利擁護の充実

成果と課題

本市では、認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むことに支障がある人に対し、長岡京市社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に、福祉サービス利用の援助や成年後見制度活用への支援を行い、安心して地域で生活を送ることができるよう、その権利の擁護に努めています。また、児童や高齢者への虐待防止としては、要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワーク委員会を通じて関係機関・団体との情報交換や状況把握に努めています。

今後の課題としては、それら地域住民の権利を擁護する各種制度の周知徹底を図るとともに、中心的な窓口である総合生活支援センターの指定管理者である長岡京市社会福祉協議会との連携を図り、「地域福祉権利擁護事業」の推進や「成年後見制度」の利用促進を図り、地域住民の権利擁護を充実させる必要があります。また、児童虐待等の相談件数が増加していることから、一層の早期発見、早期対応が必要です。

今後の方向性

○地域福祉権利擁護事業の推進

地域福祉権利擁護事業を必要としている人へのPRの強化に向けて、長岡京市社会福祉協議会の活動を支援します。

また、当該事業の対象事業に捉われず、積極的に相談に乗り、必要な場合に事業を取り入れるという方向で活動を行います。

○成年後見制度の利用促進

長岡京市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業や地域包括支援センターと連携を図りながら、認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある人など判断能力の不十分な人に対して、成年後見制度の利用を促進します。身寄りがいないなどの理由で申立てをする人がいない人については、市長が本人に代わって審判の申立てを行うなど支援します。

また、現在自己の判断能力はあるが将来の安心した生活を営むため、あらかじめ後見人を決める、「任意後見人」を推進します。

○虐待防止に向けての取組の推進

児童虐待防止に向けて、地域住民への啓発活動等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会等を通じて関係機関・団体等との情報共有と連携を深め、虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図り、適切な対応に努めます。

また、高齢者虐待防止に向けて、予防、早期発見・解決に向けた支援（高齢者虐待防止ネットワーク）が円滑に機能するように、市民意識向上のための啓発、相談関係機関の連携の充実、専門的な対応スキルの向上、サービス提供事業所など関係機関との課題共有と体制整備に努めます。

4. 地域健康福祉の推進基盤の充実

(1) センターの施設の機能の充実

成果と課題

本市では、市民が日常生活や地域生活で抱えている様々な問題に対する相談支援を行うため、特に高齢者に対しては地域包括支援センターを中心として、また、障がい者に対しては地域生活支援センターをはじめとする相談支援事業所で、相談支援を行っています。また、それら相談窓口においては、各種専門員の配置や職員研修などを行い、相談支援業務の充実に努めています。

今後の課題としては、それら相談窓口を広く市民に周知し、支援を必要としている人の利用を促進するとともに、地域で活動する各種団体などとの連携を図り、相談支援体制を強化する必要があります。

今後の方向性

○総合相談窓口の充実

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の包括的・継続的なケアマネジメントや実態把握に基づく相談支援を行うため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。その際には、各中学校区ごとに設置している在宅介護支援センターとの連携や民生児童委員、ケアマネジャー、自治会等の各種団体とのネットワークを強化します。

また、障がい者に対する相談機能として、地域生活支援センターやピアカウンセラー※による相談体制の充実を図ります。子育てに関わる親の相談等の場として、地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業を通じて充実を図ります。

※ピアカウンセラー…同じ悩みや障がいをもつ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人。

(2) 推進体制の強化

成果と課題

本市では、地域健康福祉の推進や地域でのきめ細かな福祉サービスを展開するため、地域住民一人ひとりはもとより、各種団体、ボランティア、NPO、福祉事業者等の様々な主体と協働した取組をすすめています。また、社会福祉法で「地域福祉を推進する中心的団体」として位置づけられている長岡京市社会福祉協議会とは、ボランティア活動の振興、当事者の組織化、福祉サービスの提供など、行政と連携しながら様々な活動に取り組んでいます。

今後の課題としては、市民と行政が対等な立場で協働して地域課題を解決した事例が少ないため、理想的なパートナーシップの形を構築し、地域の様々な主体を活かした活動を展開していくことが必要です。また、長岡京市社会福祉協議会とは、行政との役割分担を図りながら、より一層の連携強化によって、協働の取組による地域健康福祉の推進に努めていくことが必要です。庁内の推進体制としては、関係各課との連携を図り、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めることが必要です。

今後の方向性

○行政活動への住民の参加、住民活動への行政の参加による地域健康福祉推進体制の確立

だれもが安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、市民、各種団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、行政などが互いに連携しながら、それぞれの果たすべき役割を担い、パートナーシップによる地域健康福祉の推進を図ります。

一方、市全体としての地域健康福祉の方向性や公助に関わる部分については、行政において市民の主体的・積極的な市民参画を得ながら地域健康福祉を推進します。

○長岡京市社会福祉協議会との連携強化

長岡京市社会福祉協議会を本市における地域健康福祉を推進するための核として位置づけ、その機能が十分発揮できるよう連携体制を図り、組織の充実・強化を支援します。

また、長岡京市社会福祉協議会が管理運営している総合生活支援センターは、市民等からの相談支援や福祉サービスの提供の際の中心的な窓口となるため、市民等への周知や機能強化への支援を行います。

本計画と長岡京市社会福祉協議会が平成 22 年度に策定する「長岡京市社会福祉協議会第 2 次地域福祉活動計画」との整合を図り、地域健康福祉に関する各施策を推進します。

○民生児童委員との連携強化

民生児童委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係機関や行政とのパイプ役としての重要な役割を担っています。活動内容も、幼児虐待から高齢者の安否確認まで幅広く、複雑多様化する新たな課題への対応にも広がっています。それに伴い、職務範囲の拡大と求められる能力も高くなり、民生児童委員推薦のハードルを上げるかたちにもつながり、その結果、新たな委員の確保が困難になってきています。今後は民生児童委員の確保と併せて、活動が円滑に行われるよう、行政のみならず関係機関が連携して支援を行います。

○庁内の推進体制の強化

全市的な取組によって地域健康福祉を推進するため、関係各課との連携による庁内推進体制を構築します。

また、計画の実施状況の点検、評価に努め、地域健康福祉計画を実効性のあるものとしていきます。

第6章 計画の将来像実現に向けた方策

本計画では、先に述べた3つの基本視点や4つの基本目標を踏まえ、将来像である「だれもが安心して暮らせるまちづくり～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～」を実現するための方策として「地域健康福祉プラットフォーム構想」をすすめます。

「地域健康福祉プラットフォーム構想」をすすめるにあたり、「健康福祉コミュニティの形成」「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムの構築」「ボランティア活動促進システムの構築」を具体的施策として位置づけます。

地域健康福祉プラットフォーム構想

- 健康福祉コミュニティの形成
- 「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムの構築
- ボランティア活動促進システムの構築

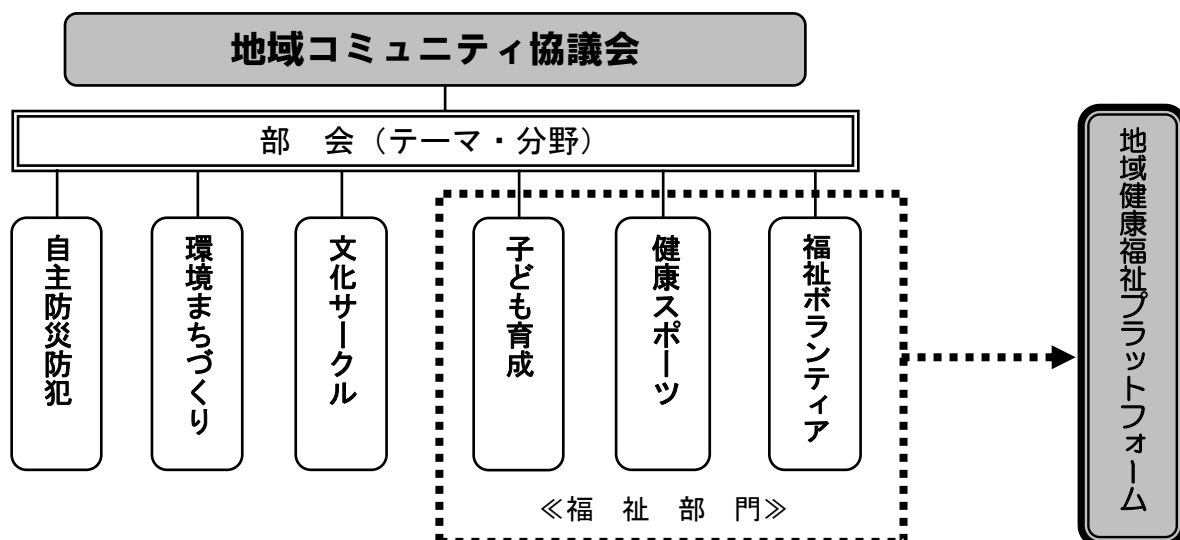


○地域健康福祉プラットフォーム構想

地域健康福祉プラットフォームは、特に健康福祉をはじめ様々な生活課題を抱えた人々からの相談を受け付けたり、住民が抱えている生活課題を掘り起こしたり、把握した生活課題への対応策を検討したりすることができる拠点をめざします。

地域健康福祉プラットフォームは、平成15年3月に策定した「長岡京市地域健康福祉計画」において提案されました。その実現に向けて、現在では各小学校区で設立をすすめている地域コミュニティ協議会の福祉部門を地域健康福祉プラットフォームとして位置づけ、各小学校区単位での地域課題の把握や解決策の検討に努めようとしています。

■地域健康福祉プラットフォームの位置づけ（例）



現在、地域コミュニティ協議会は平成 21 年度からモデル地区として長岡第七小学校区で、平成 22 年度からは長岡第四小学校区、長岡第九小学校区でそれぞれ取組をすすめています。長岡第七小学校区では、「福祉ボランティア」「健康スポーツ」「子ども育成」などのテーマ別での部会を設置し、それら部会代表や校区各団体代表がフラットに集まる連絡委員会で、各部会での取組状況や課題などの情報交換を行っています。また、その上部組織としての本部役員会では事務局長・事務局員や校区各自治会長の参加も交えた会議体を設置しています。

地域健康福祉プラットフォームは拠点づくり以外にも、福祉・保健・医療の関係機関やボランティア団体などとの連携を図る必要があります。

今後は、全小学校区での地域コミュニティ協議会の設置をめざすとともに、それらが地域の身近な相談窓口や解決可能な問題への対応に努めていきます。また、緊急度や深刻度の高い問題に対しては専門機関や団体へつないでいく役割を務めます。

○地域健康福祉プラットフォームの推進に向けて

生活環境の変化や核家族化により市民のライフスタイルが昔に比べて変化しています。地域社会への関心も薄らぎ、本来、地域に備わっていた相互扶助機能を向上させることが課題となります。

そのため、本市では地域健康福祉に関する講演会や啓発チラシを発行し、地域や隣近所とのつながりの大切さを浸透させる、「きっかけづくり」を行います。さらに、地域健康福祉プラットフォームを市民にとって親しみをもって、気軽に集える場にし、そこに集まった市民が自発的に困った人を手助けできるよう働きかけます。

（１）健康福祉コミュニティの形成

本市の健康福祉コミュニティは、地域（まち）を愛し、人間を愛し、そして自分を大切にする人々が暮らし、またそういう人々を育てていく取組が展開されている社会であると考えます。

地域“愛”を育むためには、地域（まち）を知る機会の充実が必要です。そのため、中央生涯学習センターや中央公民館で実施されている各種講座を通じて、本市の誇りや課題などを知り、理解できる学習や活用を図ることによって、それらを地域住民間で共有できるような取組を展開していきます。また、人間“愛”を育むためには、福祉教育やボランティア体験などの充実が必要です。そのため、長岡京市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動サポートセンターとの連携を図り、支援を必要とする人とのふれあい体験で終わるのではなく、実際の支援活動につなげていけるように発展させていきます。さらに、自己“愛”のある市民づくりのためには、地域で活動している機関・グループの連携と協力のもと、心と体の健康づくりに対する意識啓発から実践までの施策を地域ぐるみで展開していきます。

健康づくりに対しては、地域健康福祉プラットフォームにおいて健康づくり活動を実施している団体などと連携を図り、健康教室や健康講座を開催するとともに、それら団体などの活動拠点になるように働きかけます。

（２）「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムの構築

本市の「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムは、地域社会の中で生活課題を抱えている住民の自助を支援したり、互助、共助、公助を組み合わせながら、地域住民、ボランティア・NPO、サービス提供事業者、行政などが連携して、課題の解決にあたっていくシステムであると考えます。

地域健康福祉プラットフォームを拠点に、住民が抱えている生活課題の掘り起こしやそれに対する相談支援を行います。「自助－互助－共助－公助」によって対応が可能なケースについては、地域健康福祉プラットフォームも交えて、地域住民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業所などと連携・協力しながら課題解決を図ります。対応策の検討が必要なケースについては関連機関へつなぎます。総合的な見守りが必要なケースについては、行政や福祉・保健・医療の関係機関と連携を図りながら課題解決を図ります。

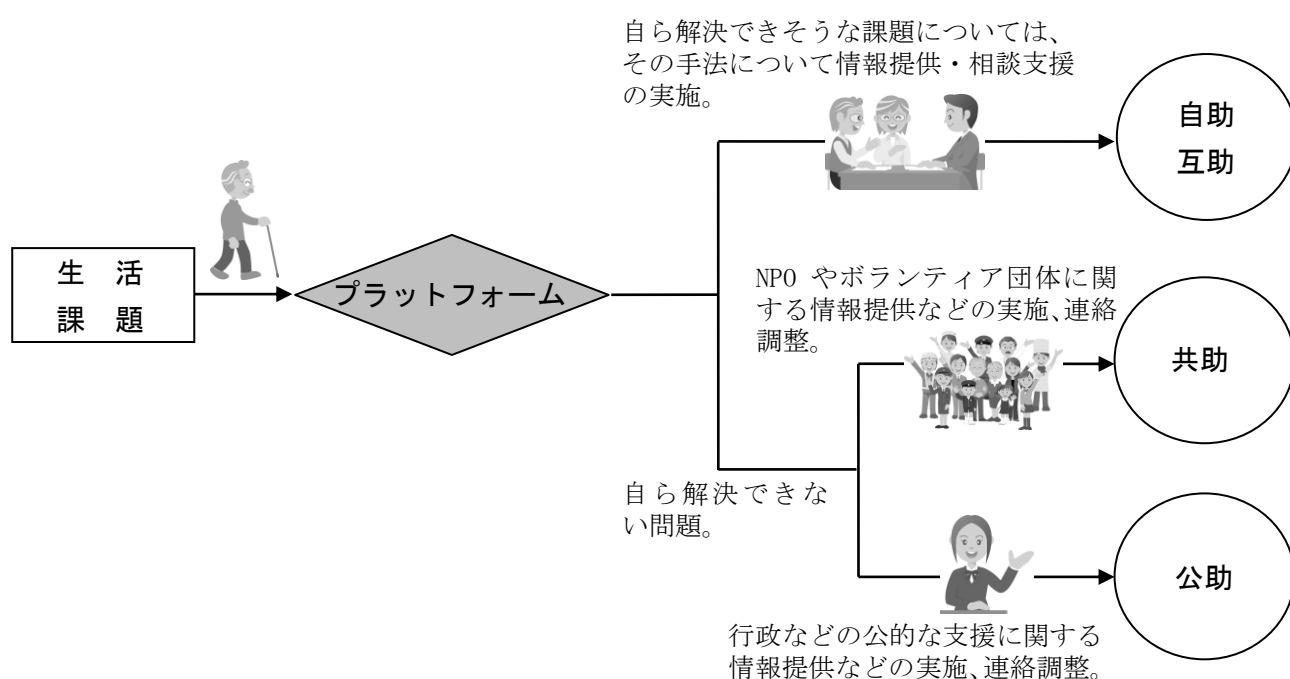
（３）ボランティア活動促進システムの構築

本市のボランティア活動促進システムでは、自分のできるちょっとしたお手伝いを促進するため、ボランティアを行いたい人と受けたい人のマッチングを支援するシステムであると考えます。

地域健康福祉プラットフォームにおいては、ボランティアを行いたい人を集める機能とボランティアを受けたい人の声を集め、長岡京市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動サポートセンターの支援を得て、具体的な活動への発展をめざします。

また、長岡京市社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアを養成する講座の紹介などを行います。

■地域健康福祉プラットフォームを拠点とした地域生活支援システムの概念図



第7章 施策の取組目標

ここでは、前章で取り上げた各施策について、本計画期間（後期5年）における取組目標を、検討、実施、充実、推進の4項目で整理しました。

（注1）期間について

前期：平成 15～17 年度 中期：平成 18～22 年度 後期：平成 23～27 年度

（注2）前期・中期の欄は計画策定時の目標値である。

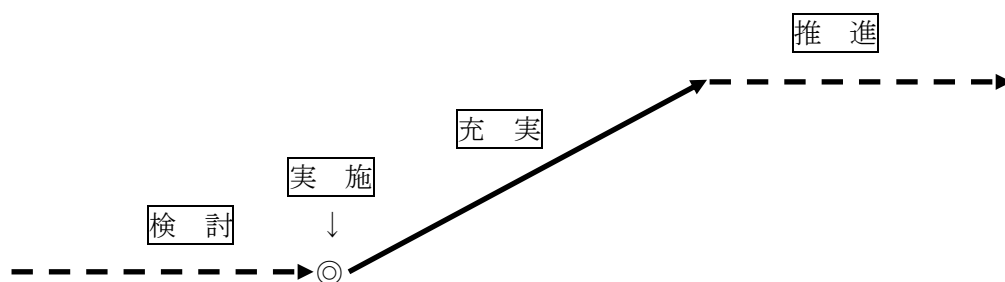
（注3）取組の表現について

検討：概ね当期間内に、施策（または事業）の実施について検討する。

実施：概ね当期間内に、施策（または事業）を実施する。

充実：概ね当期間内に、施策（または事業）の充実を図る。

推進：概ね当期間では、施策（または事業）を継続実施する。



1. 「ながおかきょう“あい（愛）”コミュニティ」の形成			
（1）住民における福祉的課題の共有と「福祉の風土」の形成	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○地域（まち）を知る機会の充実	充実	充実	充実
○福祉教育等の充実	検討	実施	充実
○学校における特別支援教育の推進	充実	充実	推進
○地域社会等とのパイプ役となる教職員の育成	検討	検討	実施
（2）当事者グループ等の育成	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○同じ生活課題を抱える人どうしのマッチング	実施	推進	推進
○当事者グループ活動の活性化支援策	充実	充実	充実

(3) ボランティア活動等の推進	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○ボランティアコーディネート機能の強化	検討	検討	充実
○ボランティア講座等の充実	充実	充実	充実
○地域健康福祉コーディネート機能の推進	検討	実施	推進
(4) 地域生活支援システムづくりの推進	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムの構築	検討	実施	充実
○災害時の支援体制の充実	充実	充実	充実
○緊急時の支援体制の推進	検討	実施	推進
○小地域ネットワーク活動への支援の充実	充実	充実	充実

2. 福祉・保健・医療のネットワークづくり			
(1) 福祉サービス等支援事業の充実	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○子育て支援の充実	充実	充実	充実
○在宅福祉サービスの充実	充実	充実	充実
○施設福祉サービスの充実	充実	充実	充実
(2) 健康づくりの推進	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○一人ひとりの健康意識の向上	実施	推進	推進
○ライフステージに応じた健康づくり	—	—	推進
○健康づくりを支える地域づくり	実施	推進	推進
○予防施策の充実	充実	充実	充実
(3) 相談機能、情報収集・提供機能の充実	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○複雑・多様化する相談ニーズに対応する総合相談窓口の機能強化	検討	実施	推進
○福祉なんでも相談室の設置	—	—	実施
○潜在的な相談ニーズの発掘	検討	実施	推進
○多様な媒体を組み合わせた情報の提供	充実	充実	充実
○特定媒体（または、特定機関）への情報の一元化の推進	検討	実施	推進
○事業者からの積極的で正確な情報提供の促進	実施	推進	推進

(4) 福祉・保健・医療の連携の強化	前期 3年	中期 5年	後期 5年
○「自助・互助・共助・公助」による生活支援システムのもとでの既存ネットワークの連携	検討	検討	推進

3. 住民の生活支援の充実			
(1) ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進	前期 3年	中期 5年	後期 5年
○交通環境における福祉のまちづくりの推進	充実	充実	推進
○生活環境における福祉のまちづくりの推進	充実	充実	推進
○コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進	充実	充実	推進
○市民の“ちょっとしたサポート”による福祉のまちづくりの推進	充実	充実	推進
(2) 住環境の充実	前期 3年	中期 5年	後期 5年
○ユニバーサルデザインによる公営住宅の確保	充実	充実	充実
(3) 生きがいづくり・社会参加の推進	前期 3年	中期 5年	後期 5年
○生涯学習・生涯スポーツの振興	充実	充実	充実
○ＩＴリテラシー（情報を入手したり利活用したりする能力）の向上	充実	充実	充実
(4) 就労に対する支援の充実	前期 3年	中期 5年	後期 5年
○働く場所の充実	充実	充実	充実
○勤労者福祉の充実	—	—	推進
○コミュニティビジネス等の起業支援の推進	検討	実施	推進
○若者無業者、若者のひきこもりへの取組の強化	—	—	推進
○雇用不安への対応	—	—	推進
(5) 自立に向けた支援の充実	前期 3年	中期 5年	後期 5年
○経済的な自立に向けた支援	充実	充実	充実
○施設生活から地域生活への支援の充実	充実	充実	充実
○グループホーム等の充実	充実	充実	充実
(6) サービス提供者と利用者における対等な関係の構築	前期 3年	中期 5年	後期 5年
○福祉サービス全般の相談窓口の機能強化	検討	実施	推進
○利用者と事業者の協働による取組の推進	検討	実施	推進
○苦情相談と事業者の協働による取組の推進	充実	充実	推進

(7) 住民の権利擁護の充実	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○地域福祉権利擁護事業の推進	充実	充実	推進
○成年後見制度の利用促進	実施	推進	推進
○虐待防止に向けての取組の推進	—	充実	推進

4. 地域健康福祉の推進基盤の充実			
(1) センターの施設の機能の充実	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○総合相談窓口の充実	—	実施	充実
(2) 推進体制の強化	前期 3 年	中期 5 年	後期 5 年
○行政活動への住民の参加、住民活動への行政の参加による地域健康福祉推進体制の確立	充実	充実	充実
○長岡京市社会福祉協議会との連携強化	充実	充実	充実
○民生児童委員との連携強化	—	—	推進
○庁内の推進体制の強化	—	—	充実

第8章 計画の推進方策

地域健康福祉活動の主役は地域に生活している住民です。住み慣れた地域で助けあえる地域社会を実現させていくには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、活動団体、事業者なども地域健康福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域健康福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

（１）市民に期待すること

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域健康福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等の日常的な近隣どうしの交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められます。

（２）地域活動団体に期待すること

地域活動団体は、地域の日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っています。そのため、地域への愛着を活かした取組や住民間の交流機会の提供、また、地域課題は地域で解決する仕組みづくりが求められます。

（３）ボランティア団体、ＮＰＯに期待すること

ボランティア団体、ＮＰＯには、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携し、活動内容の充実を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が求められます。

（４）民生児童委員に期待すること

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う重要な役割を担っています。今後ますます社会福祉の増進に努める役割が求められます。

（５）地域コミュニティに期待すること

「新しい公共」の担い手として、地域における様々な主体が協力し連携を図りながら、地域の福祉活動や防災活動など、市民の身近な地域課題への対応が求められます。

また、地域で解決が困難な地域課題に対しては、行政と協働して課題解決に取り組んでいくことが求められます。

（６）社会福祉協議会に期待すること

長岡京市社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが求められます。

（７）社会福祉事業者に期待すること

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められます。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画を促進することが求められます。

（８）企業に期待すること

企業は地域社会と良好な関係を築き、維持していく必要があります。そのため、美化・緑化運動や地域行事に参加するなど、地域社会に積極的に関わっていくことが求められます。

また、地域の社会活動に対して、企業としてではなく個人の立場で参加し、地域との親交を深められるように、社会活動の参加のための休暇制度などの従業員が地域行事やボランティア活動などへ積極的に参加できるような支援が求められます。

（９）行政の役割

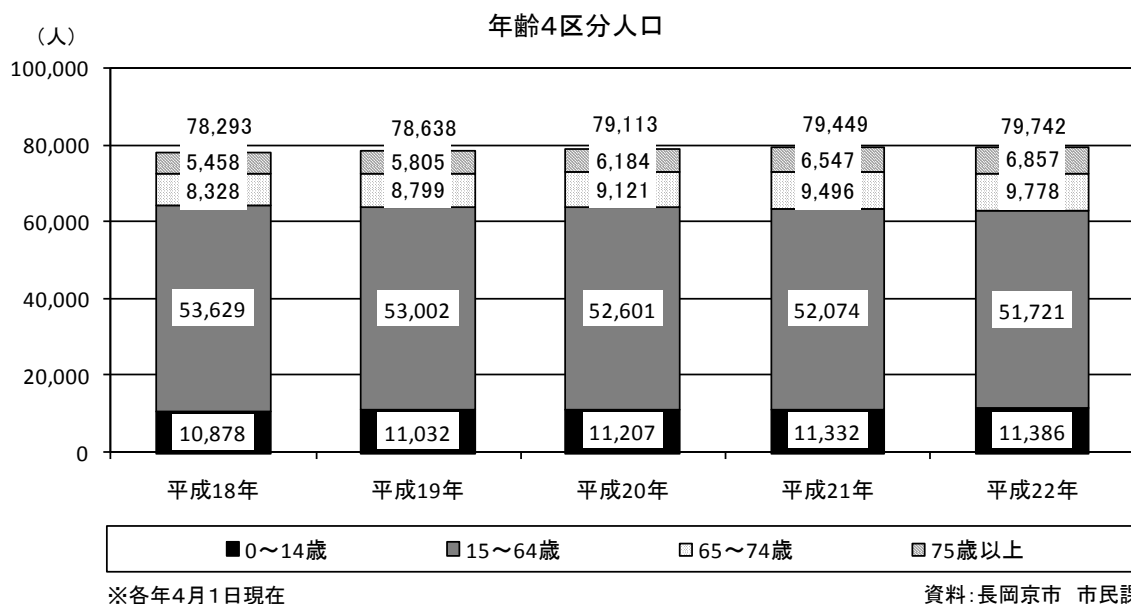
地域健康福祉の推進にあたっては、地域の住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。さらに、地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々なかたちで支援するため、自治会、長岡京市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行います。

1. 統計調査結果

(1) 人口推移

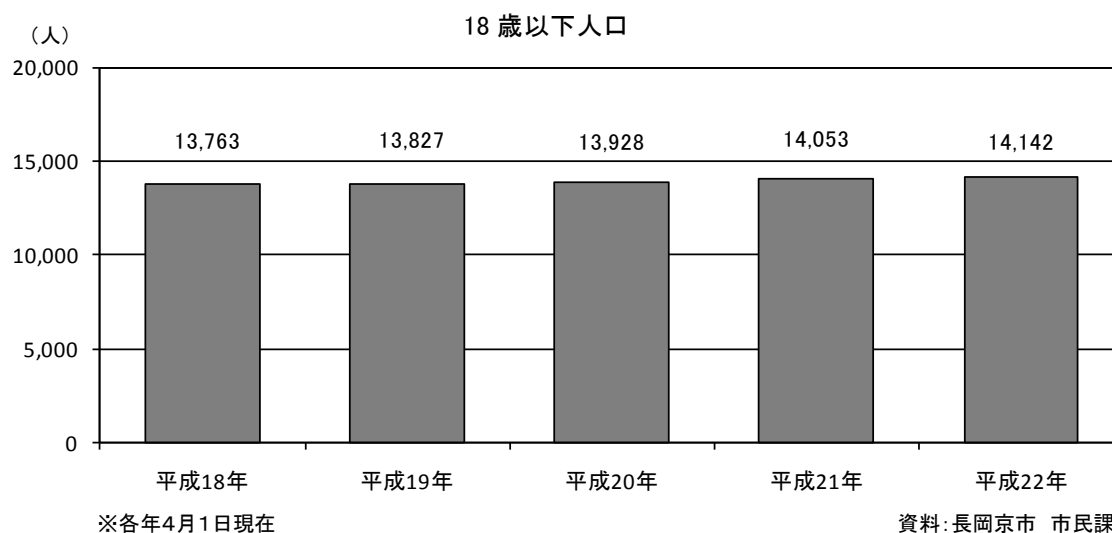
① 年齢4区分別人口

年齢4区分人口をみると、平成18年から平成22年にかけて「15～64歳」は減少しており、他の年齢区分人口は増加しています。



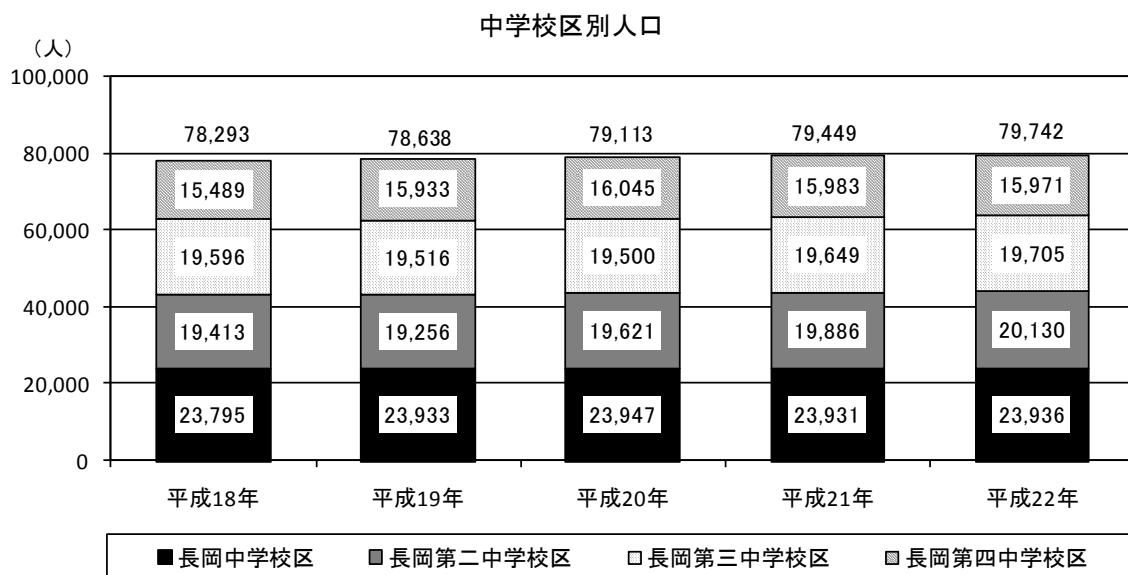
② 18歳以下人口

18歳以下人口をみると、平成18年から平成22年にかけて増加しています。また、増加率については、2.8%となっています。



③ 中学校区別人口

中学校区別人口をみると、総数では平成 18 年から平成 22 年にかけて増加しています。また、中学校区別人口での増加率については、「長岡中学校区」が 0.6%、「長岡第二中学校区」が 3.7%、「長岡第三中学校区」が 0.6%、「長岡第四中学校区」が 3.1%増加しています。



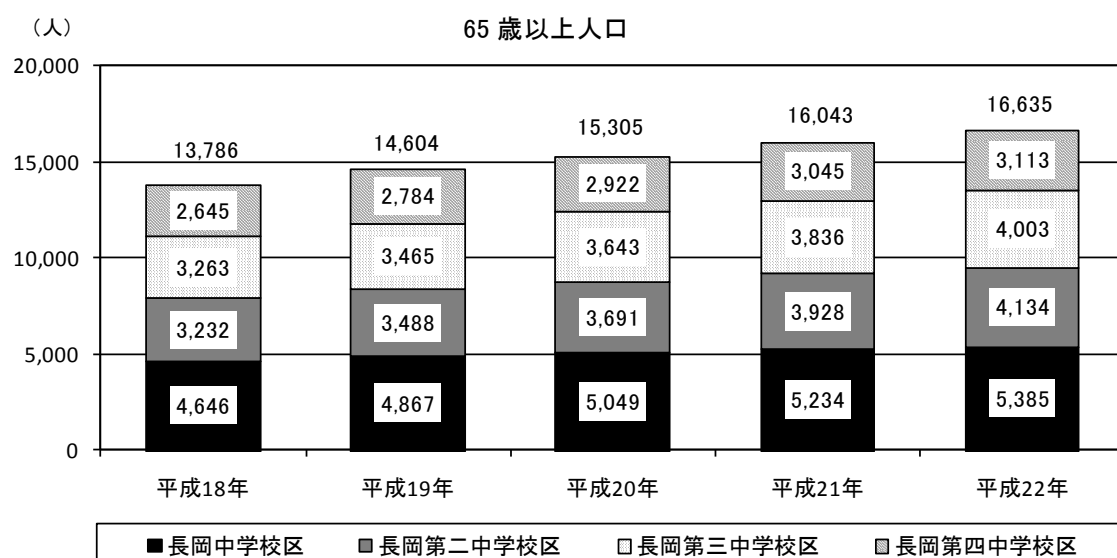
※各年4月1日現在

資料:長岡京市 市民課

(2) 高齢者について

① 65 歳以上人口

65 歳以上人口をみると、平成 18 年から平成 22 年にかけて総数及び各中学校区において増加しています。また、増加率については、「長岡中学校区」が 15.9%、「長岡第二中校区」が 27.9%、「長岡第三中校区」が 22.7%、「長岡第四中校区」が 17.7%となっています。



※各年4月1日現在

資料:長岡京市 高齢介護課

② 高齢化率

高齢化率をみると、平成 18 年から平成 22 年にかけて市及び各中学校区において増加しています。また、増加幅については、「長岡中学校区」が 3.0 ポイント、「長岡第二中学校区」が 4.0 ポイント、「長岡第三中学校区」が 3.3 ポイント、「長岡第四中学校区」が 2.7 ポイントとなっています。

高齢化率

	全国	京都府	本市	長岡 中学校区	長岡第二 中学校区	長岡第三 中学校区	長岡第四 中学校区
平成 18 年	20.8%	21.0%	17.6%	19.0%	17.2%	14.9%	20.1%
平成 19 年	21.5%	21.7%	18.6%	19.8%	18.7%	15.9%	20.5%
平成 20 年	22.1%	22.4%	19.3%	20.6%	19.4%	16.7%	19.3%
平成 21 年	22.1%	23.1%	20.2%	21.4%	20.3%	17.5%	22.3%
平成 22 年	－	－	20.9%	22.0%	21.2%	18.2%	22.8%

※市・中学校区は各年4月1日現在

資料：全国・京都府 高齢社会白書

市 長岡京市 市民課

中学校区 長岡京市 高齢介護課

③ 独居高齢者数

独居高齢者数をみると、平成 18 年から平成 22 年にかけて総数及び各中学校区において増加しています。また、増加率については、「長岡中学校区」が 23.6%、「長岡第二中学校区」が 32.7%、「長岡第三中学校区」が 27.4%、「長岡第四中学校区」が 28.7%となっています。

独居高齢者数

	本市	長岡 中学校区	長岡第二 中学校区	長岡第三 中学校区	長岡第四 中学校区
平成 18 年	3,085 人	1,184 人	655 人	741 人	505 人
平成 19 年	3,325 人	1,264 人	718 人	806 人	537 人
平成 20 年	3,491 人	1,295 人	759 人	851 人	586 人
平成 21 年	3,710 人	1,367 人	822 人	897 人	624 人
平成 22 年	3,926 人	1,463 人	869 人	944 人	650 人

※各年4月1日現在

資料：長岡京市 高齢介護課

(3) 子育て家庭について

子育て家庭に関する世帯数をみると、昭和 60 年から平成 17 年にかけて「総数（核家族）」「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」において増加しています。

子育て家庭に関する世帯数

	総数(核家族)	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども
昭和 60 年	16,134 世帯	3,054 世帯	11,839 世帯	1,241 世帯
平成2年	17,260 世帯	3,788 世帯	11,841 世帯	1,631 世帯
平成7年	18,473 世帯	4,814 世帯	11,758 世帯	1,901 世帯
平成 12 年	19,296 世帯	5,906 世帯	11,325 世帯	2,065 世帯
平成 17 年	19,800 世帯	6,585 世帯	10,937 世帯	2,278 世帯

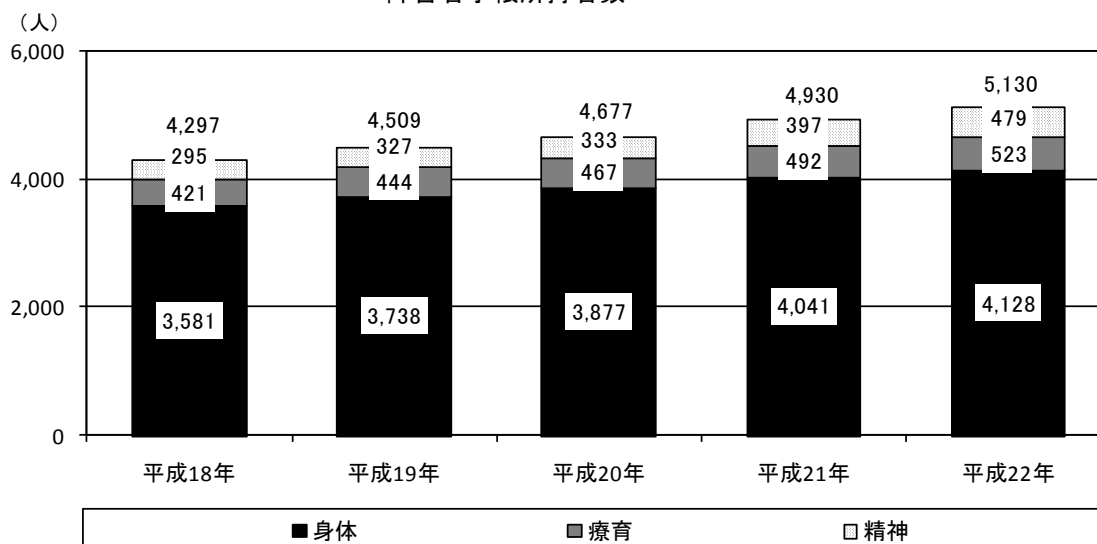
※各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

(4) 障がい者について

障害者手帳所持者をみると、平成 18 年から平成 22 年にかけて総数及び各手帳所持者数が増加しています。また、増加率については、「身体」が 15.3%、「療育」が 24.2%、「精神」が 62.4% となっています。

障害者手帳所持者数



※各年 4 月 1 日現在

資料：長岡京市 障がい福祉課

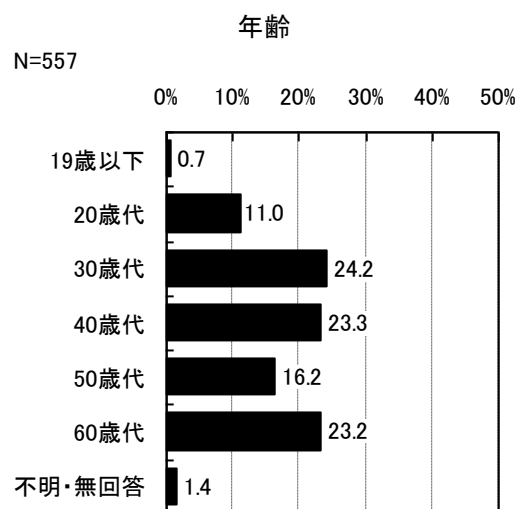
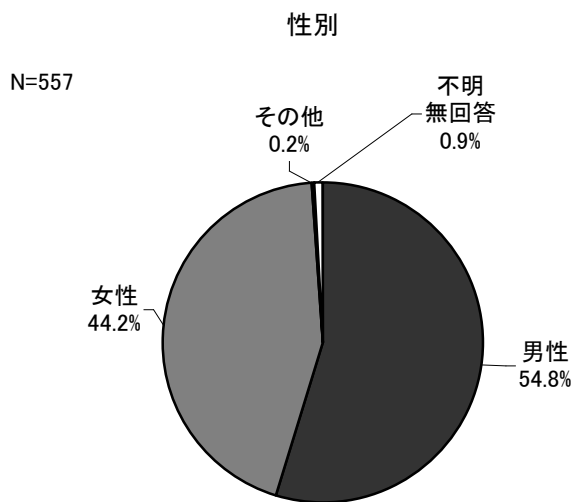
2. 市民アンケート調査結果

【長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査】

- 調査地域 : 長岡京市全域
- 調査対象者 : 18歳～64歳の1,500人を無作為抽出
- 調査期間 : 平成21年12月14日～平成22年1月18日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

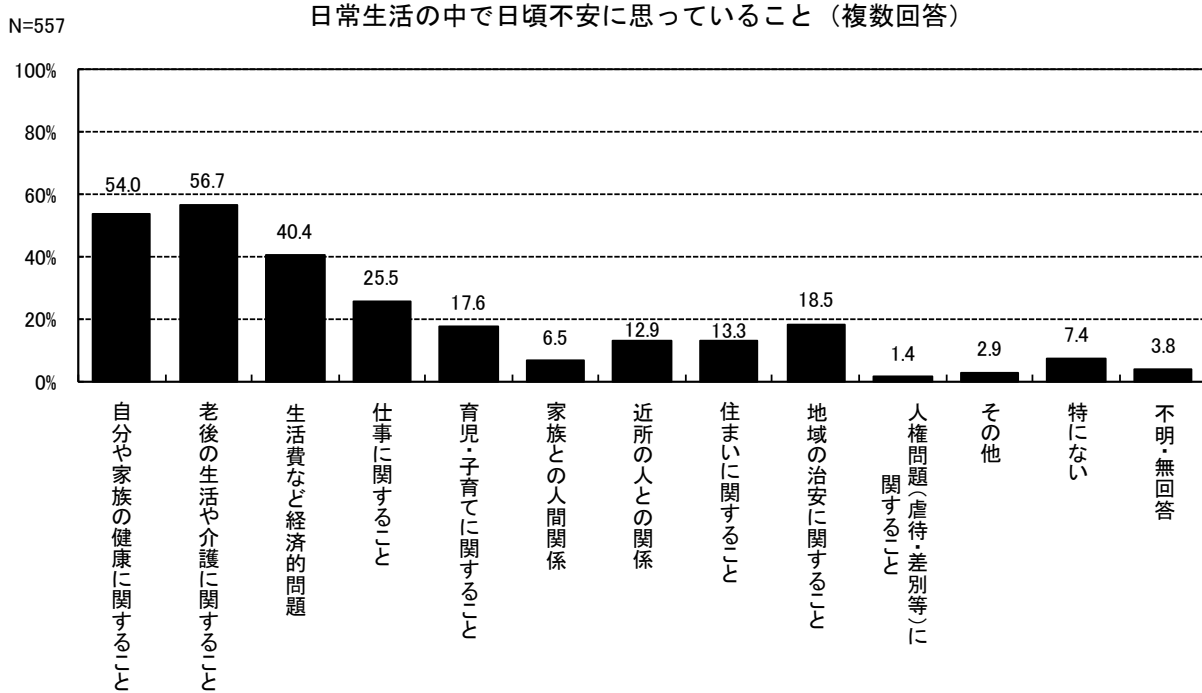
配布数	有効回答数	有効回答率
1,500	557	37.1%

(1) 回答者の属性



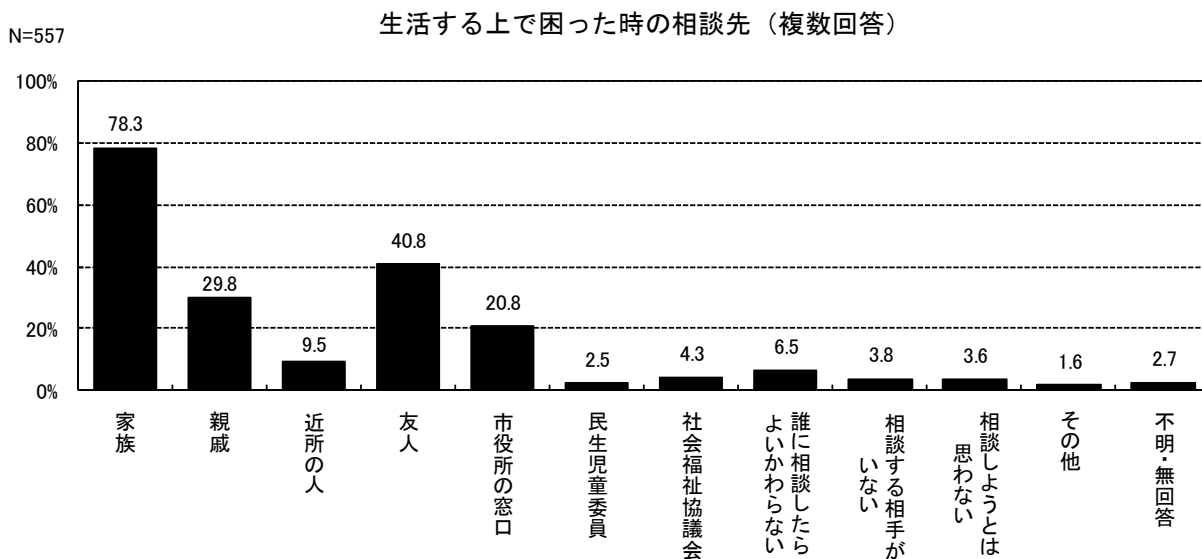
(2) 日常生活の課題

日頃不安に思っていることについては、「老後の生活や介護に関すること」が56.7%と最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」が54.0%となっています。



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

困った時の相談先については、「家族」が78.3%と最も高く、次いで「友人」が40.8%となっています。



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

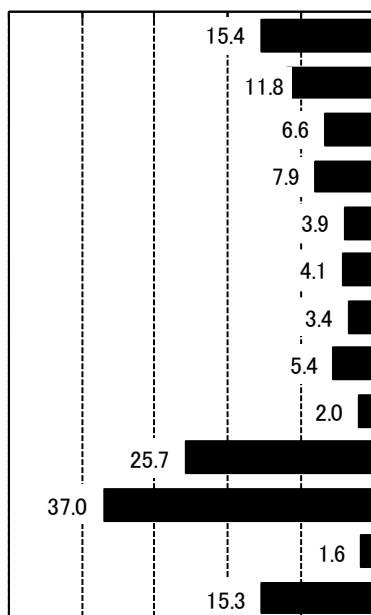
暮らしの中で、手助けしてほしいことについては、「特にない」を除くと「災害、犯罪・事故等非常時の手助け」が 25.7%と最も多く、次いで「子どもの遊びやスポーツの指導・見守り」が 15.4%となっています。

また手助けできることについては、「家の前などの掃除」が 32.7%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が 26.6%となっています。

暮らしの中で、地域で手助けしてほしいことや地域で手助けできること（複数回答）

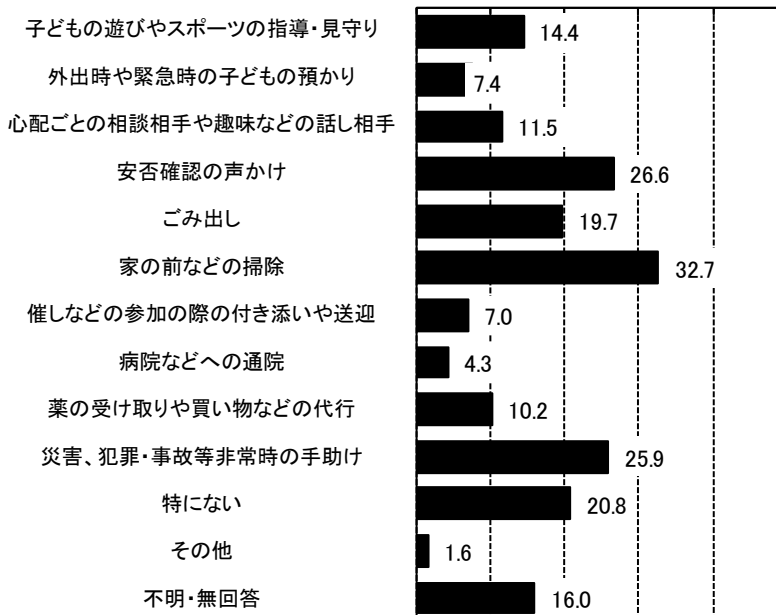
〔手助けしてほしいこと〕 N=557

50% 40% 30% 20% 10% 0%



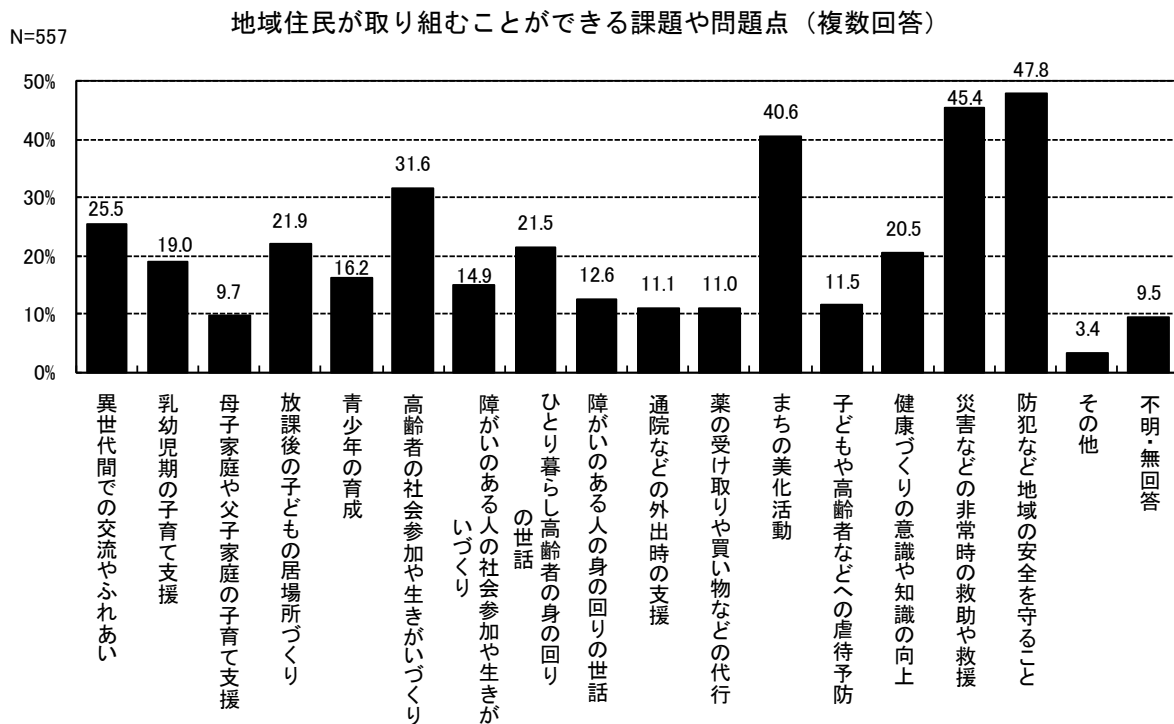
〔手助けできること〕 N=557

0% 10% 20% 30% 40% 50%



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

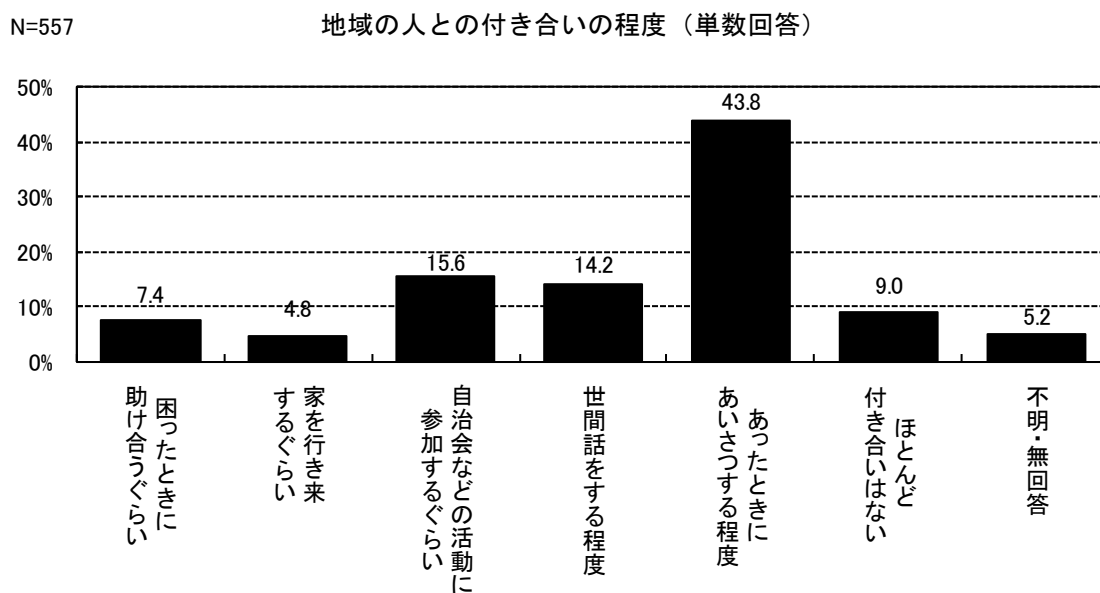
地域住民が取り組むことができる課題や問題については、「防犯など地域の安全を守ること」が47.8%と最も多く、次いで「災害などの非常時の救助や救援」が45.4%、「まちの美化活動」が40.6%となっています。



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

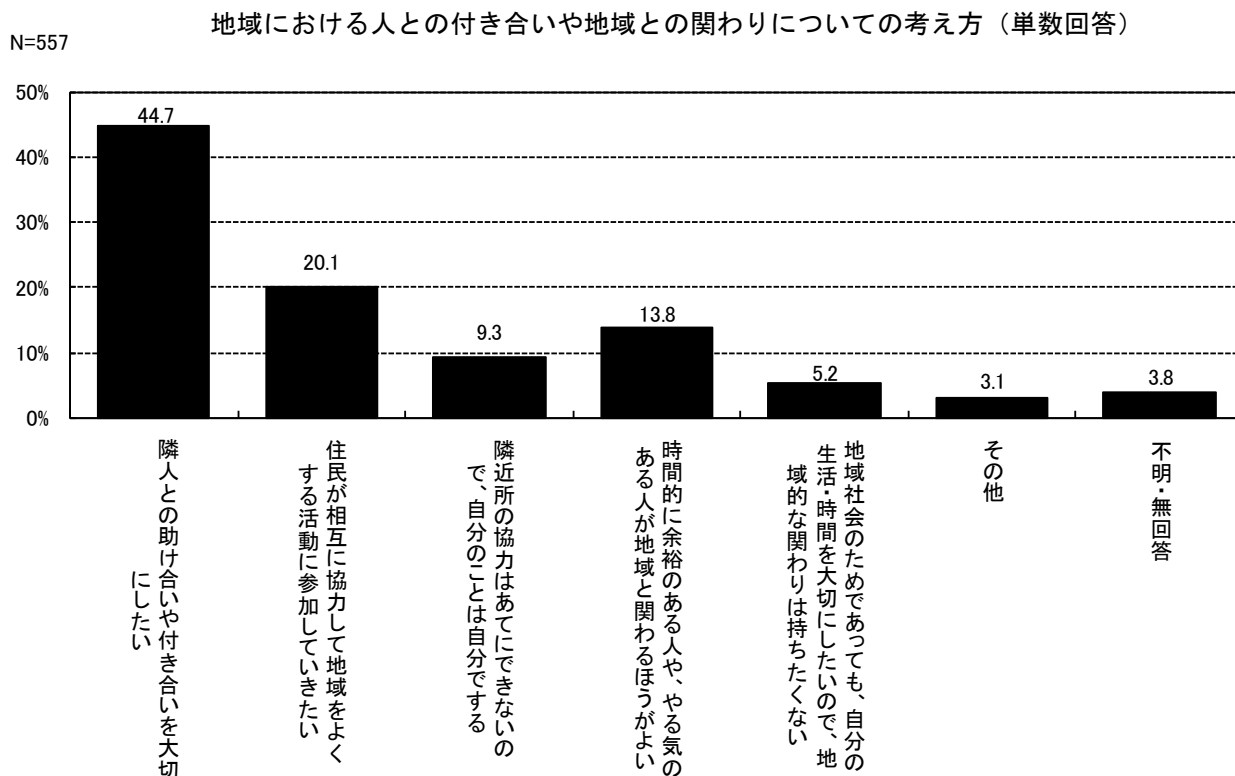
（３）地域との関わりや社会参加などについて

地域の人との付き合いについては、「あったときにあいさつをする程度」が43.8%と最も多くなっています。次いで、「自治会などの活動に参加するぐらい」が15.6%となっています。



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

地域における人との付き合いや地域との関わりについての考え方については、「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」が 44.7%と最も多く、次いで「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」が 20.1%となっています。

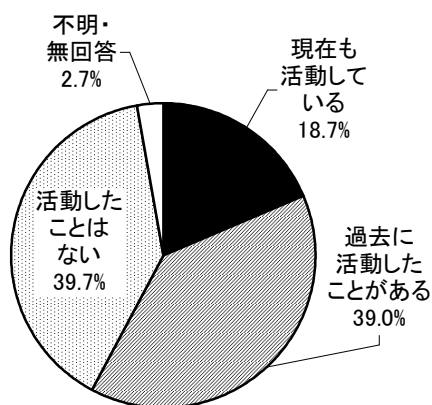


資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

地域での活動に参加したことがあるかについては、「現在も活動している」が 18.7%、「過去に活動したことがある」が 39.0%、「活動したことはない」が 39.7%となっています。

これまでに地域での活動に参加したこと（単数回答）

N=557



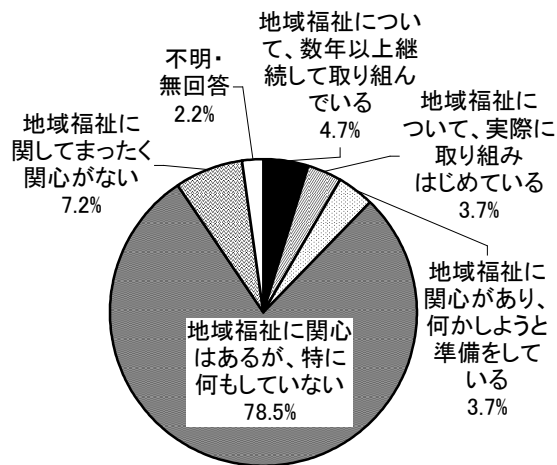
資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

「地域福祉」に関してどのような意識をもっているかについては、「地域福祉に関心はあるが、特に何もしていない」が 78.5%と最も多くなっています。

「地域福祉」に関しての意識（単数回答）

* 「現在も活動している」「過去に活動したことがある」の回答者

N=321

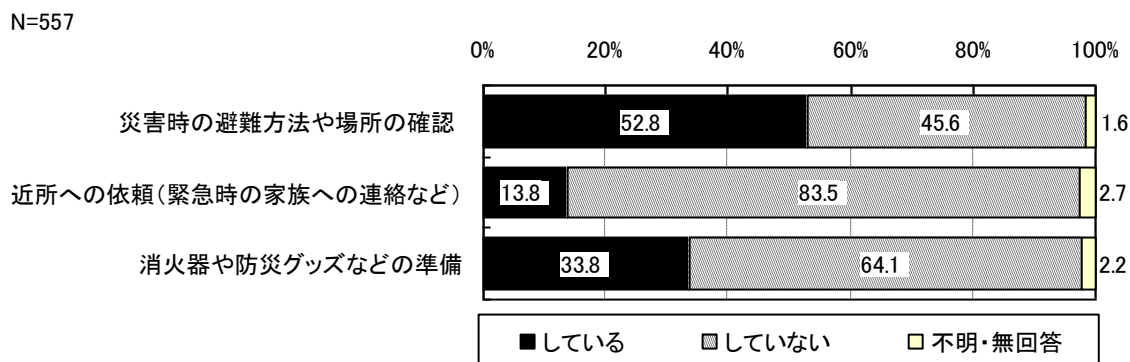


資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

(4) 日常生活と将来の生活について

普段から災害時や緊急時などの対応をしているかについて、「している」では「災害時の避難方法や場所の確認」が52.8%、「近所への依頼（緊急時の家族への連絡など）」が13.8%、「消火器や防災グッズなどの準備」が33.8%となっています。

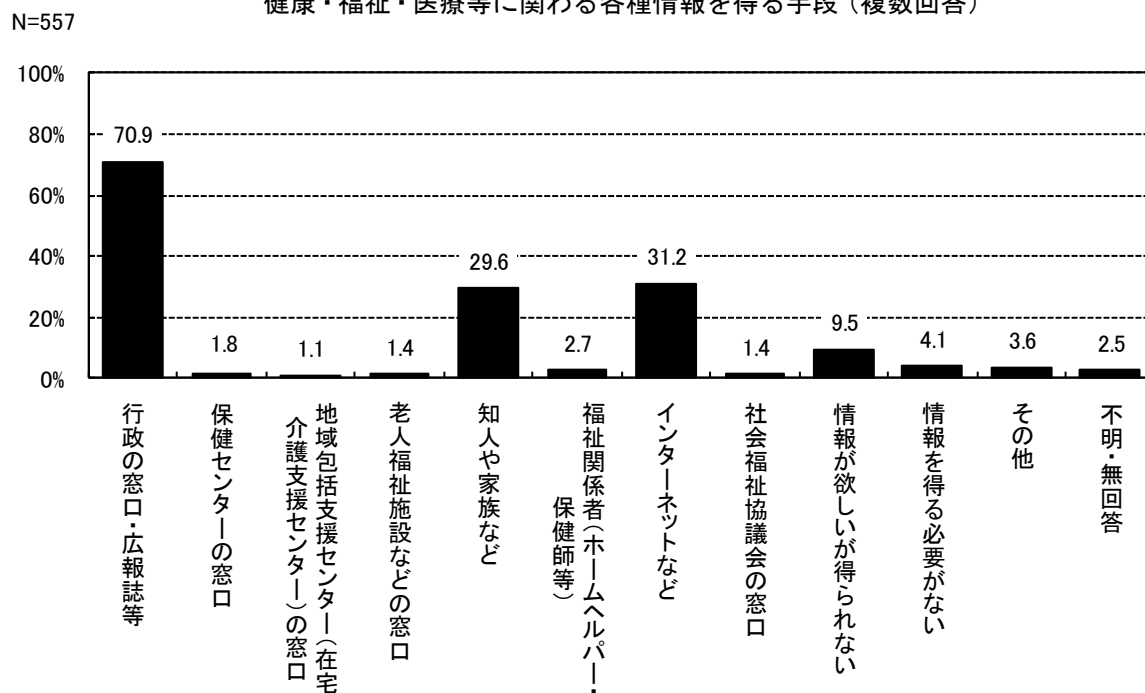
普段から災害時や緊急時などの対応をしているか（単数回答）



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

健康・福祉・医療等に関わる各種情報を得る手段については、「行政の窓口・広報誌等」が70.9%と最も多く、次いで「インターネットなど」が31.2%、「知人や家族など」が29.6%となっています。

健康・福祉・医療等に関わる各種情報を得る手段（複数回答）



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

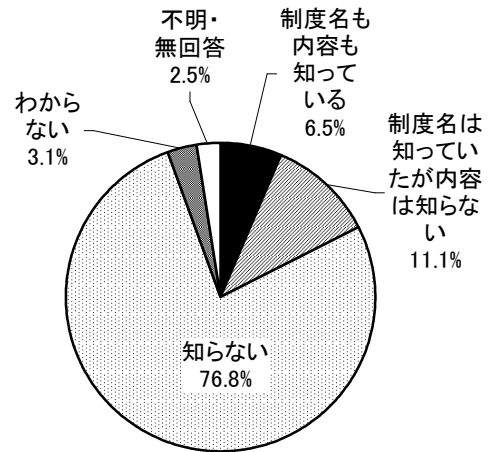
（５）長岡京市の取組について

「災害時要配慮者支援制度」の認知度（単数回答）

N=557

「災害時要配慮者支援制度」の認知度については、「制度名も内容も知っている」と「制度名は知っていたが内容は知らない」を合わせた『制度名は知っている』は 17.6%となっています。

一方、「知らない」は 76.8%となっています。

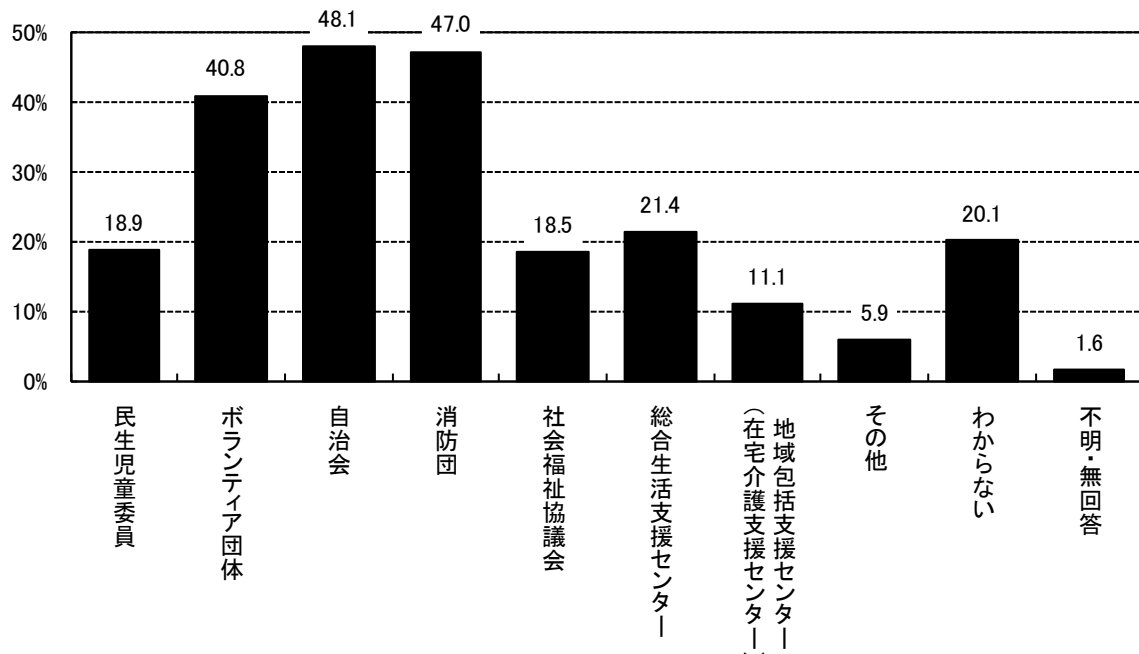


資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

災害時にどのような人が支援者になればよいかについては、「自治会」が 48.1%と最も多く、次いで「消防団」が 47.0%、「ボランティア団体」が 40.8%となっています。

災害時にどのような人が支援者になればよいか（複数回答）

N=557



資料：平成 21 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定にかかるアンケート調査

【第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査】

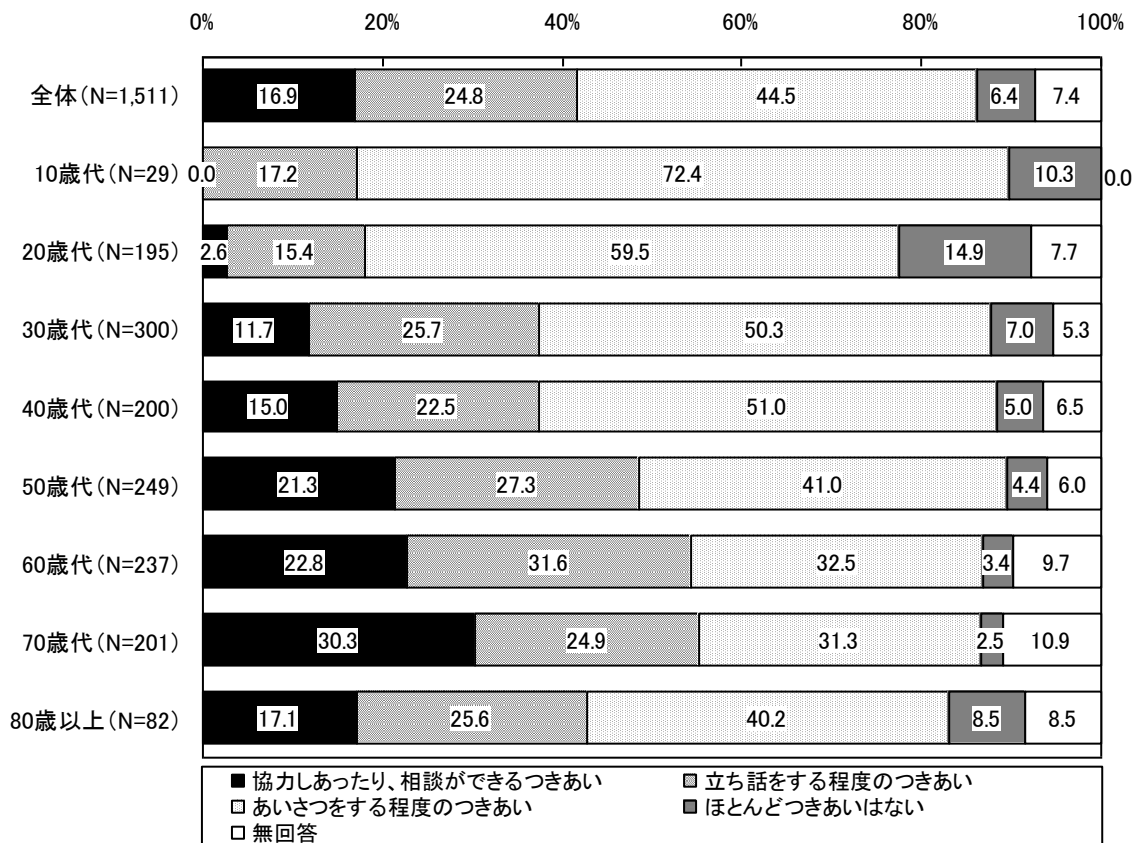
- 調査地域 : 長岡京市全域
- 調査対象者 : 18歳以上の3,000人を無作為抽出
- 調査期間 : 平成21年8月6日～平成21年8月31日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000	1,511	50.4%

(1) 地域での付き合いについて

普段の隣近所との付き合いについて年代別にみると、すべての年代で「あいさつをする程度のつきあい」の割合が最も多くなっています。また、20～70歳代では年齢とともに「協力しあったり、相談ができるつきあい」の割合が多くなっています。

普段の隣近所との付き合いの程度（単数回答）

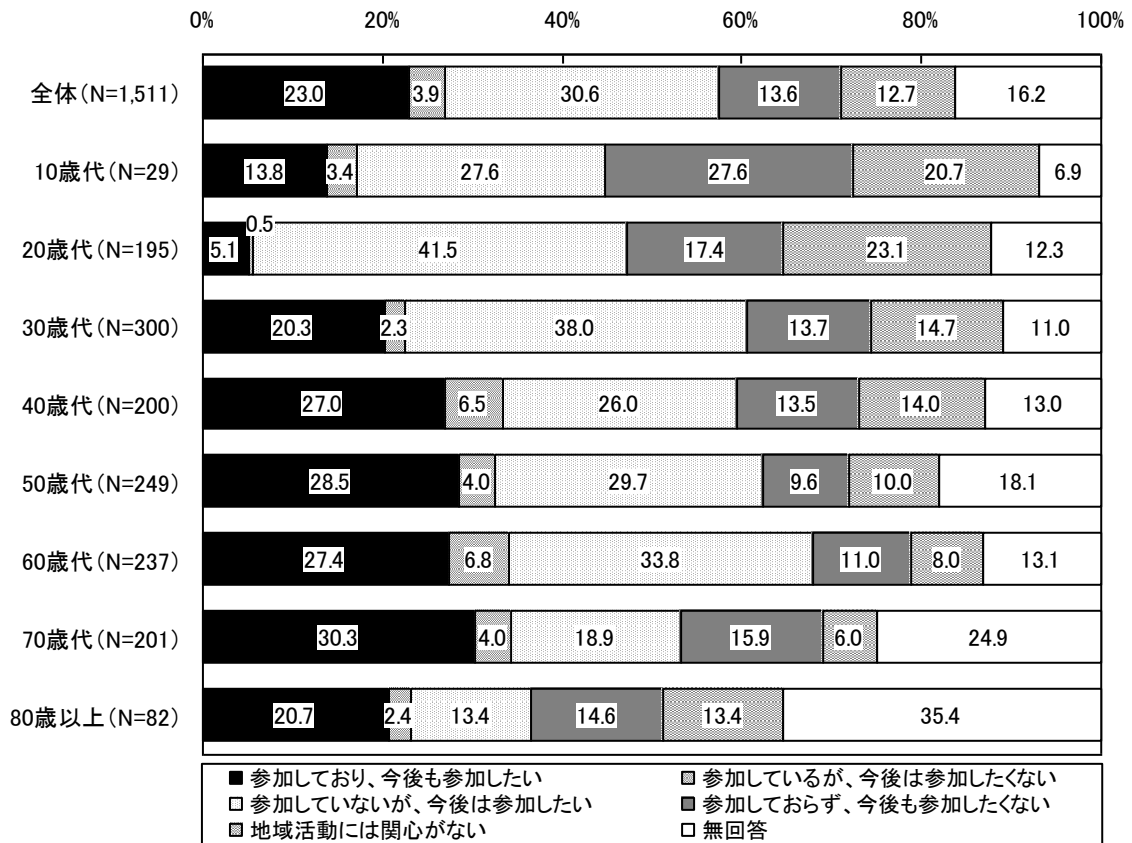


資料：第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査

（２）地域活動への参加状況、参加意向について

地域活動への参加状況、参加意向について年代別にみると、40 歳代、70 歳代で「参加しており、今後も参加したい」の割合が最も多くなっています。

地域活動への参加状況（単数回答）



資料：第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査

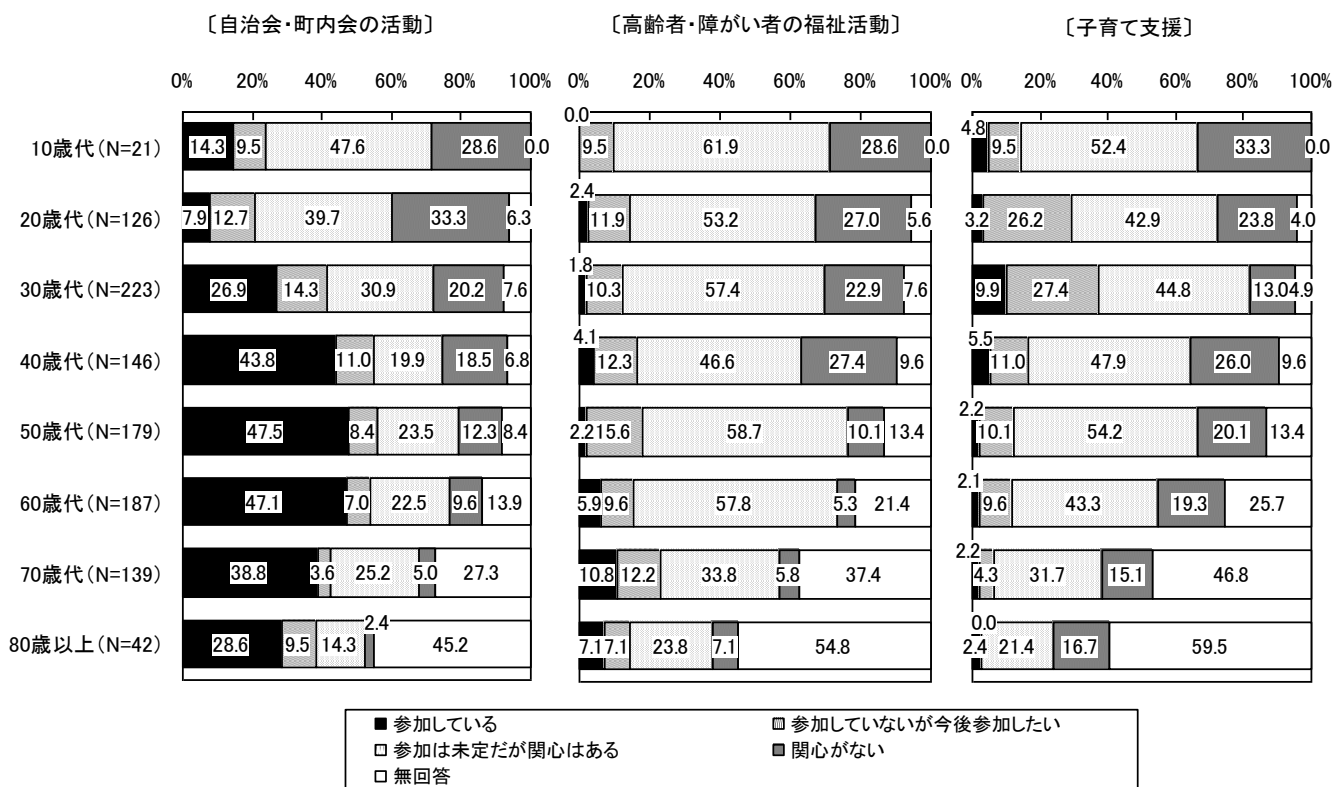
(3) 各種地域活動への参加・意向について

自治会・町内会の活動の参加・関心状況について年代別では、無回答を除くと10～30歳代では「参加は未定だが関心はある」、40歳以上では「参加している」の割合が最も多くなっています。

高齢者・障がい者の福祉活動では、無回答を除くとすべての年代で「参加は未定だが関心はある」の割合が最も多くなっています。

子育て支援では、無回答を除くとすべての年代で「参加は未定だが関心はある」の割合が最も多くなっています。

参加・関心状況（単数回答）



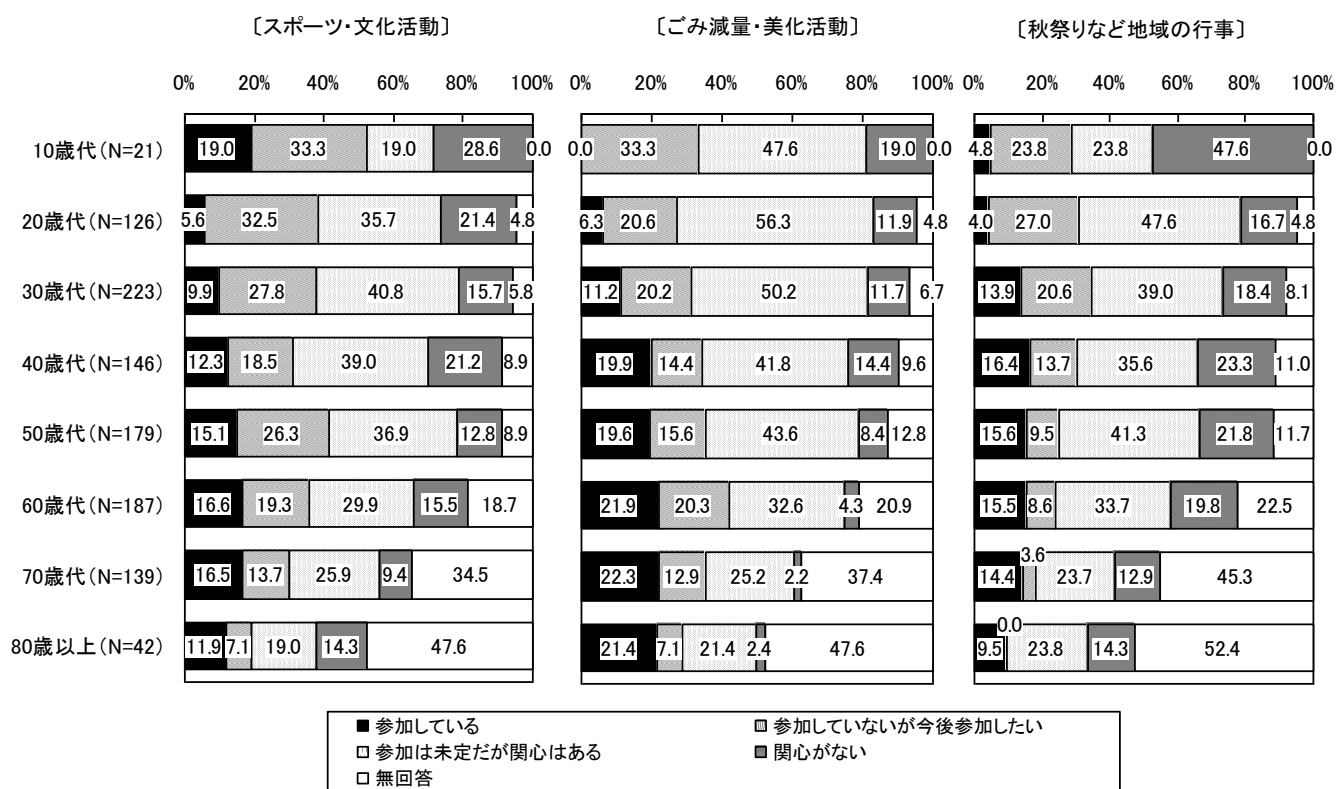
資料：第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査

スポーツ・文化活動の参加・関心状況について年代別では、無回答を除くと10歳代では「参加していないが今後参加したい」、20歳以上では「参加は未定だが関心はある」の割合が最も多くなっています。

ごみ減量・美化活動では、無回答を除くとすべての年代で「参加は未定だが関心はある」の割合が最も多くなっています。また、40歳以上では「参加している」の割合が2割前後となっています。

秋祭りなど地域の行事では、無回答を除くと10歳代以外のすべての年代で「参加は未定だが関心はある」の割合が多くなっています。

参加・関心状況（単数回答）

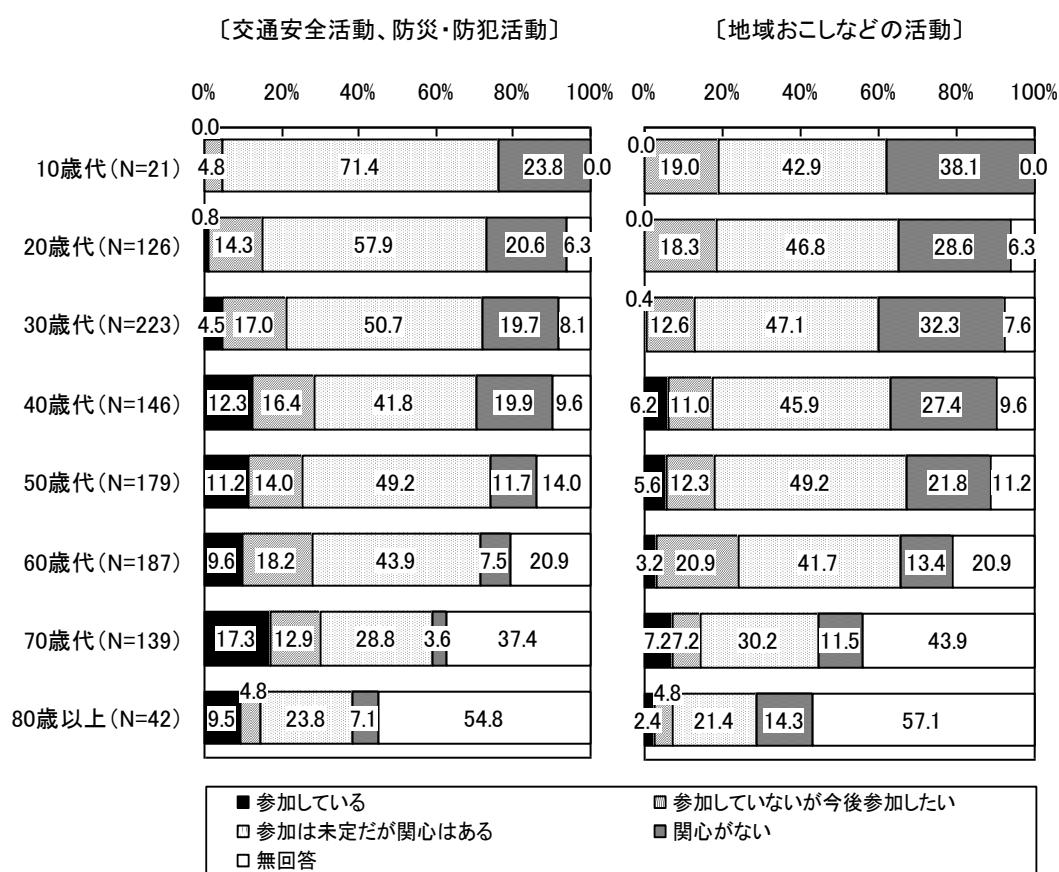


資料：第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査

交通安全活動、防犯・防災活動の参加・関心状況について年代別では、無回答を除くとすべての年代で「参加は未定だが関心はある」の割合が多くなっていますが、年齢とともにその割合は少なくなっています。

地域おこしなどの活動では、無回答を除くとすべての年代で「参加は未定だが関心はある」の割合が多くなっています。また、10～50 歳代では「関心がない」の割合が2割以上となっています。

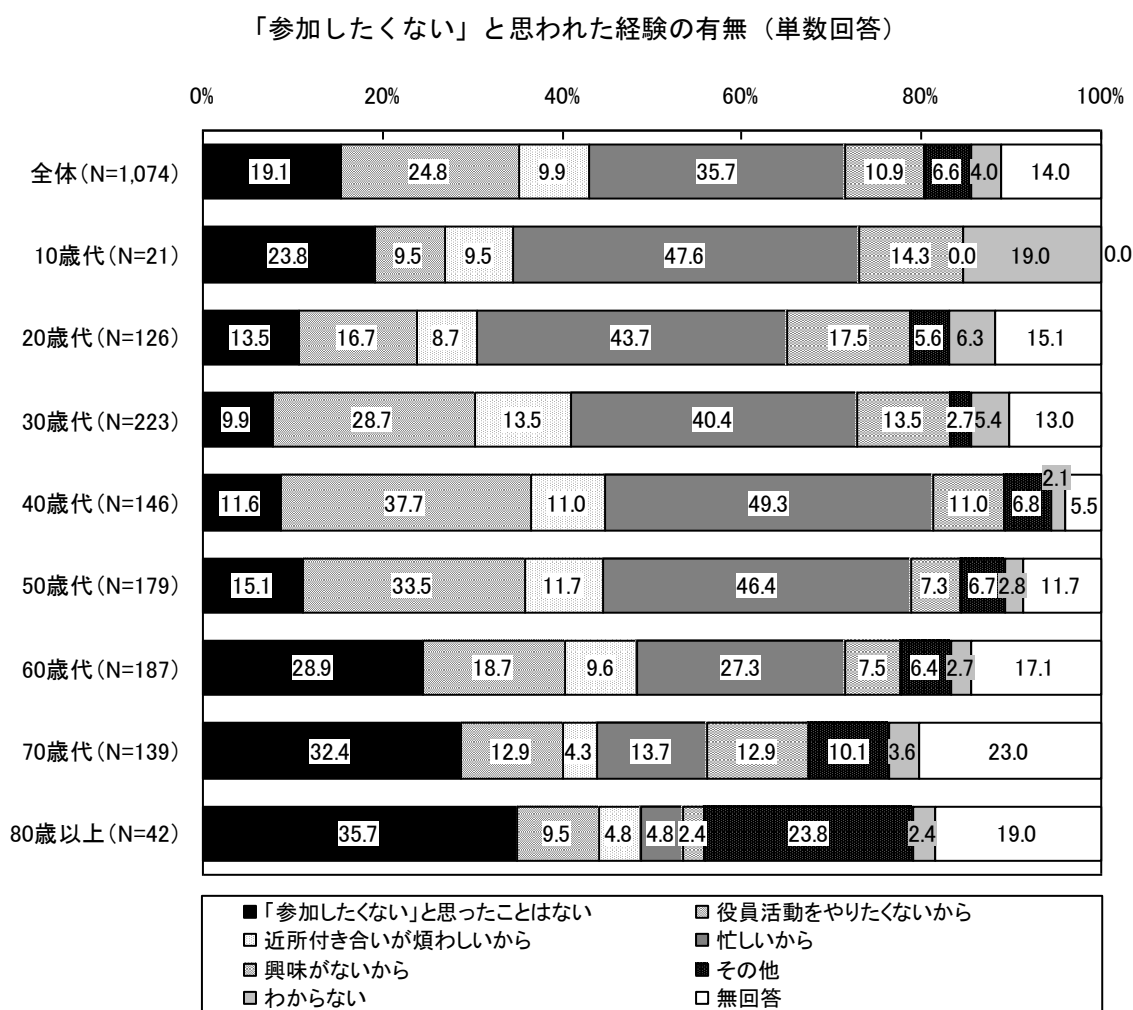
参加・関心状況（単数回答）



資料：第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査

(4) 地域活動に参加したくない理由について

地域活動で「参加したくない」と思った経験の有無について年代別にみると、10～50 歳代では「忙しいから」、60 歳以上では「参加したくない」と思ったことはない」の割合が最も多くなっています。また、30～50 歳代では「役員活動をやりたくないから」の割合が3割前後となっています。

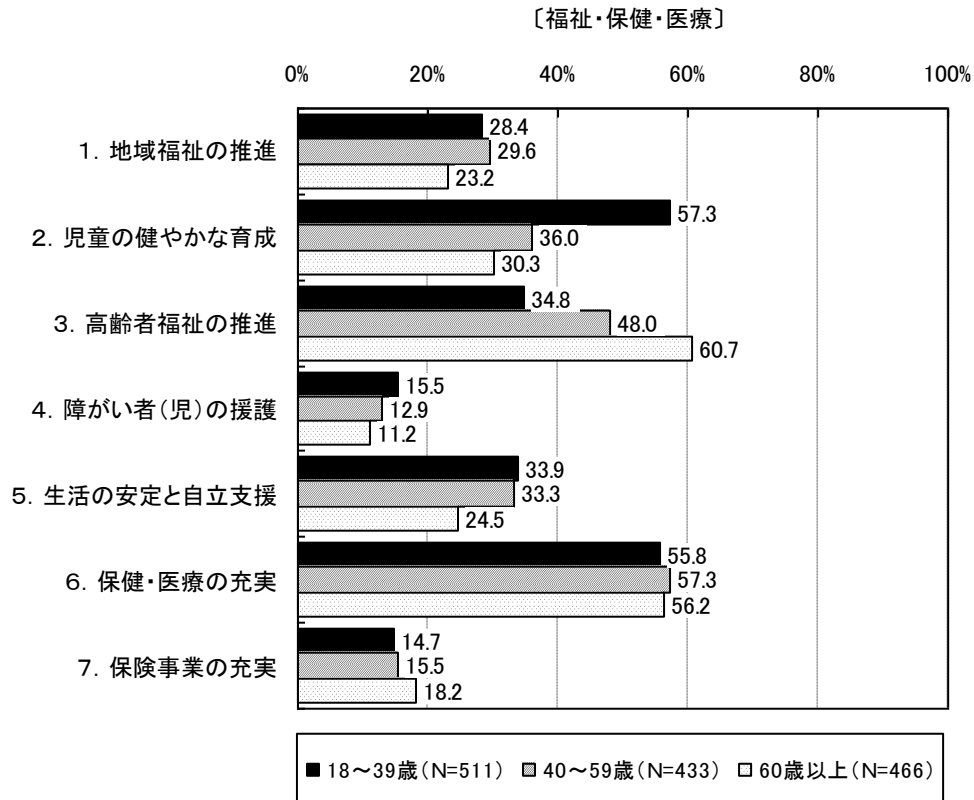


資料：第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査

（５）福祉・保健・医療分野で特に重要と思う政策について

特に重要と思う政策について年代別にみると、18～39 歳では「2. 児童の健やかな育成」、40～59 歳では「6. 保健・医療の充実」、60 歳以上では「3. 高齢者福祉の推進」の割合が最も多くなっています。

特に重要と思う政策（複数回答）



資料：第3次総合計画第3期基本計画策定のための市民アンケート調査

3. 団体アンケート調査結果

- 調査地域 : 長岡京市全域
- 調査対象者 : 地域健康福祉に関係する団体から 17 団体を抽出
- 調査期間 : 平成 22 年 6 月 15 日～平成 22 年 6 月 29 日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

	配布数	有効回答数	有効回答率
地域活動団体・ボランティア・NPO など	12	11	91.7%
社会福祉協議会、民生児童委員協議会など	5	4	80.0%
合計	17	15	88.2%

(1) 地域活動団体・ボランティア・NPO など

【地域活動を行う上で困っていること】

自治会や老人クラブへの加入率の低下や役員の担い手不足が問題です。また、事務所機能をもつ活動拠点がみつからないという問題や、活動の場にかかる使用料、活動交通費などの資金的な問題があります。

【地域活動を行う上で困っていることの解決策】

自治会や老人クラブなどの地域活動への参加促進のため、広報・啓発活動を行うとともに、団体内の意見交換や他団体、行政との連携・協力、また、活動内容の見直しにより団体の活性化を図る必要があります。また、団体の維持運営のため、助成金の増額や施設利用料の減免などの活動支援が必要です。

【地域活動を担う人材を増やしていくために必要なこと】

団体からの情報発信や、行政の広報媒体などによる団体の活動紹介などの広報・啓発活動を行う必要があります。また、団体どうしの情報交換や協力体制の構築、活動への子どもたちの参加を通じたその家族や知り合いへの参画機会の提供など、活動内容の充実を図る必要があります。その他、活動メンバーの高齢化から、40～50 歳などの若い加入者の増加が求められています。

【市民ニーズの把握方法や PR 方法】

広報、事業チラシ、回覧、ポスター、ホームページなどのあらゆる情報媒体を活用して、活動の PR や情報提供を行っています。また、市民との交流などを通じて市民ニーズの把握や対応の検討を行っています。

【地域活動を活性化するために必要なこと】

広報などの情報媒体を用いて、地域活動への意識を啓発する必要があります。また、幼少時から福祉の心を養う福祉教育の充実が必要です。また、自治会活動の活性化や、自治会の枠では解決できない課題解決に向け、小学校単位で地域コミュニティ活動を全市で活性化する取組を行う必要があります。

【今後、本市の地域健康福祉のあり方について】

行政主導の健康福祉活動には限界があることから、地域の住民どうしの見守り体制を充実させ、隣近所の助けあいの体制づくりが望まれます。また、地域活動を担う人材の育成、配置が必要になります。さらに、地域の生活課題に対する相談窓口の周知も必要になります。行政としては、広報による情報提供以外にも、積極的に自治会と関わりあいをもつことが求められます。

（２）社会福祉協議会、民生児童委員協議会など

【他の機関との連携・協働関係を築く際に問題となること】

個人情報保護の関係上、情報共有できないこともあります。また、他の機関の立場を尊重するとともに、お互いの責任の役割分担を明らかにしながら協働していく必要があります。さらに、それぞれの団体がどのような活動を行っているのか分からないこともあるため、それぞれが行っている活動内容の周知が必要です。

【団体や活動内容を市民に知ってもらうために必要なこと】

広報や自治会を通じた市民への広報活動を行うとともに、各種行事への参加や行政主催の住民懇談会などへ積極的に参加してもらう必要があります。

【市民ニーズの把握方法や PR 方法】

広報、事業チラシ、回覧、ポスター、ホームページなどのあらゆる情報媒体を活用して活動の PR や情報提供を行っています。また、会員が働いている診療所や病院から市民の声を聞くことや、団体や行政との話し合いを通じて市民ニーズの把握を行っています。その他、行政が実施する市民意識アンケートを活用します。

【活動の質の向上に向けた取組】

勉強会や各種研修会を実施し、活動の質の向上をめざしています。また、他の団体と交流を定期的に行い、地区全体の質の向上に努めています。

【今後新たに取り組みたいテーマ】

薬の正しい使い方や食を通じた健康管理についての情報提供や啓発活動を行います。また、高齢者が在宅でできる限り暮らしていけるよう、行政、介護・看護を担う各主体が協力して地域活動を行います。

【活動をすすめる上で、行政に期待・要望されること】

行政が団体に積極的に関わっていくことによって、コミュニケーションを図る必要があります。地域健康福祉に対して、国の方針に沿って事業を行うのではなく、より良い独自のプランを策定し協働で実施していく必要があります。

4. 住民懇談会（ワークショップ）結果

（１）住民懇談会（ワークショップ）の概要

開催日時、参加者数など

第一回目

中学校区	日時	場所	参加者数
長岡中学校区	6月23日（水）	中央公民館 2階 講座室	11名
長岡第二中学校区	6月22日（火）	今里自治会館 会議室	18名
長岡第三中学校区	6月28日（月）	きりしま苑 3階 大会議室	18名
長岡第四中学校区	6月29日（火）	多世代交流センター 学習室3	12名
			合計：59名

第二回目

中学校区	日時	場所	参加者数
4中学校区合同	7月 29 日（木）	バンビオ 1 号館 6 階 創作室 1	長岡中学校区：7 名
			長岡第二中学校区：14 名
			長岡第三中学校区：15 名
			長岡第四中学校区：10 名
			合計：46 名

参加者数の属性

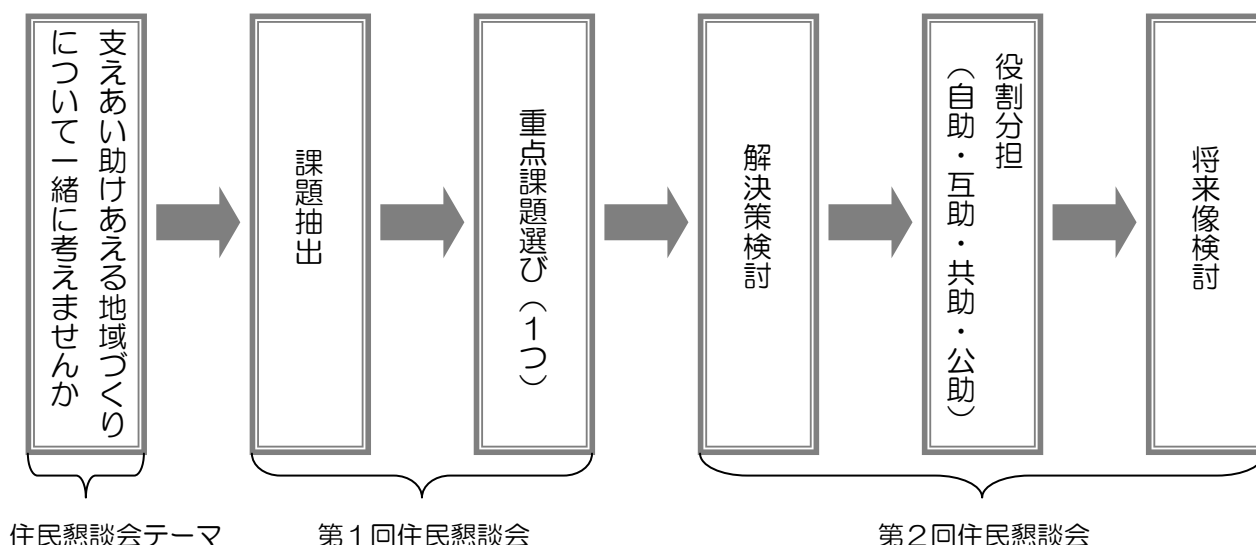
第一回目

中学校区	性別	年齢
長岡中学校区	男性：6人 女性：5人	60歳以上：11人
長岡第二中学校区	男性：7人 女性：11人	40歳代：1人 60歳以上：15人 不明：2人
長岡第三中学校区	男性：10人 女性：8人	40歳代：2人 50歳代：1人 60歳以上：10人 不明：5人
長岡第四中学校区	男性：8人 女性：4人	60歳以上：11人 不明：1人

第二回目

中学校区	性別	年齢
長岡中学校区	男性：3人 女性：4人	60歳以上：7人
長岡第二中学校区	男性：7人 女性：7人	60歳以上：12人 不明：2人
長岡第三中学校区	男性：8人 女性：7人	40歳代：1人 50歳代：1人 60歳以上：10人 不明：3人
長岡第四中学校区	男性：5人 女性：5人	60歳以上：9人 不明：1人

実施プログラム



(2) 住民懇談会（ワークショップ）の結果

長岡中学校区では、2グループともに、自治会への加入状況や自治会のあり方などを懸念する意見が出されました。グループ1では、「高齢者が出かけられる環境づくり」を課題テーマとし、そのための解決策として、住民の地域活動への参加意識の向上や住民どうしが集える機会や場づくりなどの意見が出されました。また、行政に対しても高齢者の交通安全のために道路整備などの環境整備に関する意見が出されました。グループ2では、「地域での人のつながりづくり」を課題テーマとし、そのための解決策として、あいさつや声かけによる住民のつながりづくりから、地域活動を行える拠点づくりなどの意見が出されました。また、行政に対しても福祉の心を醸成するための社会教育を充実させるという意見が出されました。

長岡中学校区				
グループ1				
課題	高齢者の閉じこもり防止として、高齢者が出かけられる環境づくりが必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	高齢者の知識・経験を活かした地域活動の参加など、「気持ち」「心がけ」を発信する。	身近に集える場づくりなどの、高齢者や地域住民が集えるきっかけづくりや場所づくりを行う。	高齢者が自治会へ積極的に参加するなどの、自治会の活性化を図る。	交通安全のための道路整備や高齢者が子どもと集えるような公園をつくる。
将来像	安心、安全、健康、文化知識、生きがいの向上をめざしたまちづくり。			

グループ2				
課題	子育て支援、独居高齢者の見守りなどの様々な問題に対して地域で助けあうには、地域での人のつながりづくりが必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	あいさつや声かけなどの、思いやりをもつ。		地域行事の充実、活動の拠点づくり、広報活動の強化などの、地域活動の活性化を図る。	学校での思いやり教育などの、社会教育を充実させる。
将来像	思いやりと互助精神をもった地域づくり。			

長岡第二中学校区では、3グループともに、地域での地域活動の活性化が必要という意見が出されました。グループ1では、「自治会を通じた住民活動の活性化」を課題テーマとし、そのための解決策として、住民どうしのコミュニケーションを活性化することや、自治会においては役員のルールづくりや自治会活動によるメリットづくりなどの自治会運営の見直しを図るという意見が出されました。また、行政に対しても自治会に積極的に関わり、指導を行うという意見が出されました。グループ2では、「住民の積極的な地域活動への参加」を課題テーマとし、そのための解決策として、住民どうしの積極的なコミュニケーションを図ることや、それを通じて自治会や地域活動への参加を呼びかけるという意見が出されました。また、行政に対しても住民に自治会への参加の呼びかけや宣伝活動などの自治会加入促進を図るという意見が出されました。グループ3では、グループ1と同様の「自治会を通じた住民活動の活性化」を課題テーマとし、そのための解決策として、声かけやインターネットを通じた情報収集・共有を行うことや、地域イベントを活かした多世代交流を図るという意見が出されました。また、行政に対しても自治会への入会を勧めるという意見が出されました。

長岡第二中学校区				
グループ1				
課題	地域の助けあいの仕組みをつくるためには、地域で活動している団体を活かすことが求められ、その代表として自治会を通じた住民活動の活性化が必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	子どもを中心に考える。日々の暮らしにゆとりをもたせることによって、地域活動に参加しやすくする。住民どうしのコミュニケーションを図る。	高齢者の経験や知識を伝承する。自治会役員のルールをつくる。自治会活動を啓蒙する。	自治会館を自由に活用できるように、利用方法を検討する。自治会活動によるメリットづくりなど、自治会運営の見直しを図る。	行政が自治会活動に積極的に関わるとともに、アドバイスをを行う。
将来像	世代を超えたパワーのある自治会づくり。			

グループ2

課題	様々な立場や環境にある住民すべてが交流し、支えあい地域社会を盛り上げていく住民自治が求められ、住民の積極的な地域活動への参加が必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	住民に積極的に話しかけるなど、人とのつながりをもつ。	元気な高齢者の力を活用する。積極的な声かけを行う。	隣近所で懇談会を行うなどの、人との対話を通じてコミュニケーションを図る。新規メンバーの加入など、自治会活動の活性化を行う。	モデル自治会事業の拡充を図る。行政の呼びかけやパンフレットの内容検討など、自治会の加入促進を図る。
将来像	行政と自治会との協働によるまちづくり。			

グループ3

課題	地域の助けあいの仕組みをつくるためには、地域で活動している団体を活かすことが求められ、その代表として自治会を通じた住民活動の活性化が必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	二代目、三代目を出す。家族が協力する。	声かけやインターネットを通じた情報収集・共有を行う。	イベントなどを開催し、子どもを呼ぶことによって、保護者を集め、多世代交流を図る。	小学校・中学校の情報をもろう。行政が自治会への入会を勧める。
将来像	行事へ全員が参加してもらうことにより、自治会に目を向けてもらおう。			

長岡第三中学校区では、3グループともに、高齢者に関する課題が多く出されました。中でも、特に地域コミュニティの形成が必要という意見が出されました。グループ1では、「多世代との交流促進」を課題テーマとし、そのための解決策として、あいさつ運動、ラジオ体操や街頭清掃などの住民がふれあえる機会づくりなどの意見が出されました。また、行政に対しても福祉会館をつくるなどの住民が集える場の整備に対する意見が出されました。グループ2では、「自治会の活性化」を課題テーマとし、そのための解決策として、防災活動などの地域の安全策を通じた自治会活動の活性化やサロンを活用して交流機会をつくるという意見が出されました。また、行政に対しても自治会に関する情報提供を行うという意見が出されました。グループ3では、「自治会の体制強化」を課題テーマとし、そのための解決策として、住民においては隣近所のつながりづくりや住民が集えるイベントや場づくりなどの意見が出されました。団体においては、慣例化している自治会行事の洗い出しなど、自治会活動の仕分けなどの意見が出されました。また、行政に対しても個人情報保護の問題から高齢者の見守りを行いにくいという現状があるため、個人情報の緩和をするという意見が出されました。

長岡第三中学校区

グループ1

課題	地域で高齢者や子ども・親とのふれあいや関わり方の検討、多世代との交流促進が必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	あいさつ運動を行う。見守り隊を行う。	ラジオ体操や街頭清掃を行う。おしゃべり会やすすくすく教室などのみんなが気軽に集える機会・場所をつくる。学校を開放し地域住民が集える場所にする。		福祉会館をつくるなど、地域住民が交流できる環境整備を行う。
将来像	地域コミュニティの活性化による交流のまちづくり。			

グループ2

課題	子育て・親育ちに関する対応のために地域の活動団体が率先的に解決に向けた活動を行っていくことが求められ、自治会の活性化が必要。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	防災活動を通じて防災意識の醸成や女性の消火器使用訓練などの、地域の安全策を推進する。		自治会の中にサロンを設けることや多世代交流のイベントを自治会で行い、交流を深める場を設ける。	自治会やそこでの活動を広報する。独居高齢者への援助の強化やハッピーバスの運行など高齢者にやさしいまちをつくる。
将来像	だれでも協力し、安全・安心で明るくいいきとしたまちづくり。			

グループ3

課題	地域社会を成り立たせるために自治会の役割が非常に大切であると位置づけており、自治会の体制強化が必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	独居高齢者の見守りや隣近所の緊急時の連絡先を知らせ合うなどの、向う三軒両隣の関係を築く。	簡単なみんながでけるサークルや顔がみえる集まりなどにより、心に残るイベントをつくる。	慣例化している自治会行事の洗い出しや自治会役員選出方法の検討などの、自治会活動を仕分けする。	自治会にも高齢者の情報を提示するなど、個人情報情報を緩和する。
将来像	小さな和から大きな輪へ。			

長岡第四中学校区では、2グループともに地域のつながりが希薄になり、そのつながりをどのようにつくっていくかという意見が出されました。グループ1では、「地域のつながり強化」を課題テーマとし、そのための解決策として、サロン活動や健康教室などの「ふれまち活動」を推進することや住民と団体との情報共有などの意見が出されました。また、行政に対しても助成金制度を設けるなどの地域活動団体への支援などの意見がありました。グループ2では、「多世代の交流」を課題テーマとし、そのための解決策として、住民への声かけによる地域活動の参加促進や住民主導の地域活動の企画立案などの意見が出されました。また、補助金による地域活動団体への支援などの意見が出されました。

長岡第四中学校区

グループ1

課題	隣近所のつながりの希薄化や高齢者の見守りなどへの対応が求められ、地域のつながりの強化が必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	サロン活動や健康体操教室などの、「ふれまち活動」を推進する。		住民と団体との情報共有を活発にするために、3ヶ月に1回団体ニュースを出す。	地域活動団体への助成金制度を設ける。
将来像	「ふれまち」～横のつながりがある地域づくり～。			

グループ2

課題	地域での支えあい・助けあいには世代間を超えたつながりによる対応が求められ、多世代の交流が必要である。			
解決策	自助	互助	共助	公助
	住民への声かけや地域活動への誘いかけを行う。	個人の特技や趣味を知り活かすことや若い世代の地域活動への参加促進を図るなどの、地域活動の企画立案を推進する。	高齢者と若い世代がもっと行事に参加できるように、共通の課題を設けるなどの、実行性をもったイベントを開催する。	自治会への加入を促進させることや補助金の助成などの、行政が適切で強い協力を行う。
将来像	ふれあい実現のまちづくり。			

5. 企業アンケート調査結果

- 調査地域 : 長岡京市全域
- 調査対象者 : 長岡京市に関わる企業から 25 社を抽出
- 調査期間 : 平成 22 年 11 月 25 日～平成 22 年 11 月 29 日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

配布数	有効回答数	有効回答率
25	10	40.0%

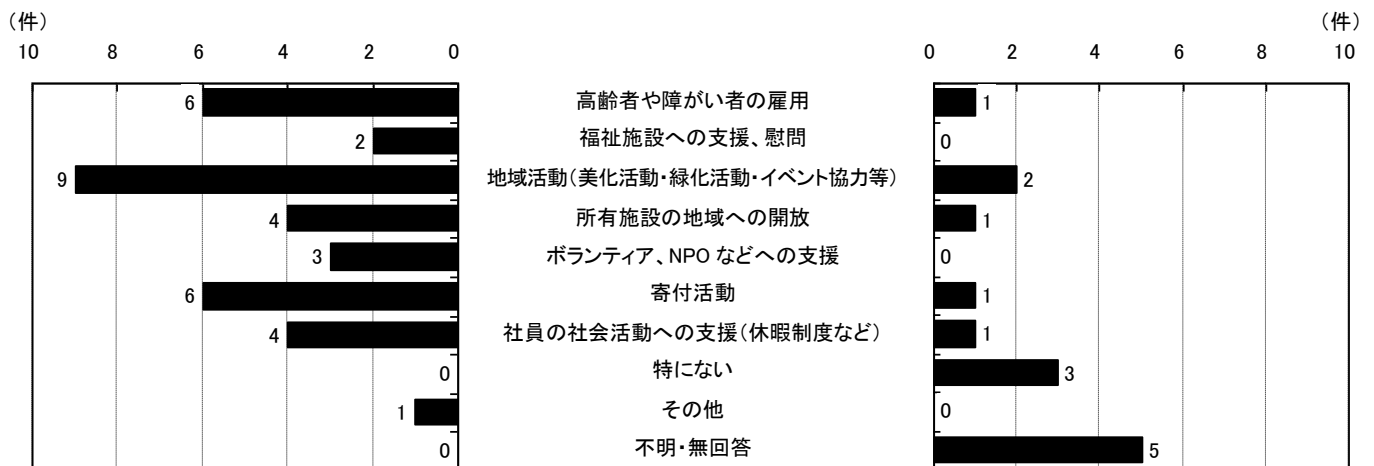
(1) 地域福祉活動の取組について

現在、地域福祉活動のために企業として行っている活動については、「地域活動（美化活動・緑化活動・イベント協力等）」が9件、「高齢者や障がい者の雇用」「寄付活動」がそれぞれ6件となっています。また、今後行おうと考えている活動については「特にない」が3件、「地域活動（美化活動・緑化活動・イベント協力等）」が2件となっています。

現在、地域福祉活動のために企業として行っている活動、また、今後行おうと考えている活動（複数回答）

〔現在、行っている活動〕 N=10

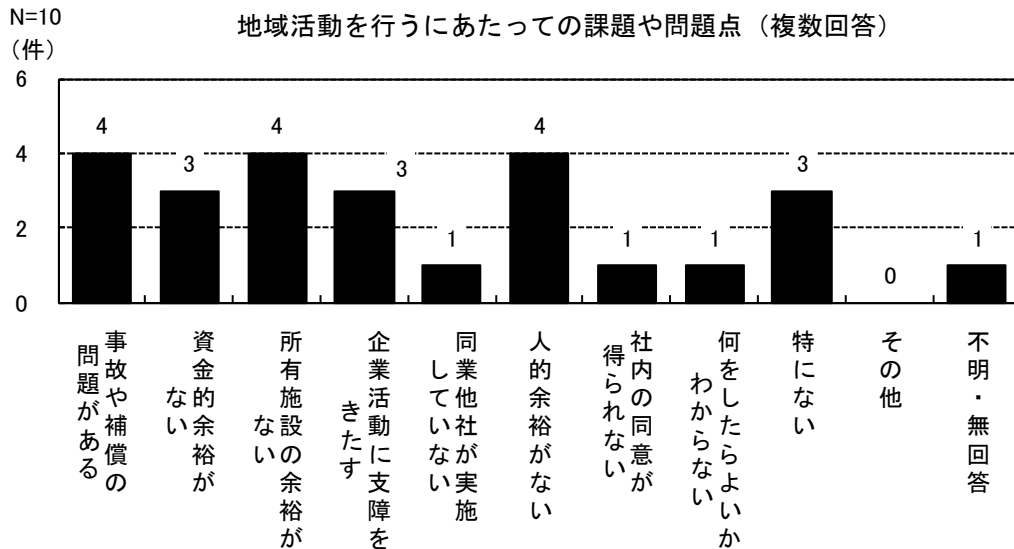
〔今後、行おうと考えている活動〕 N=10



資料：平成 22 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定のための企業アンケート調査

(2) 地域福祉活動の課題について

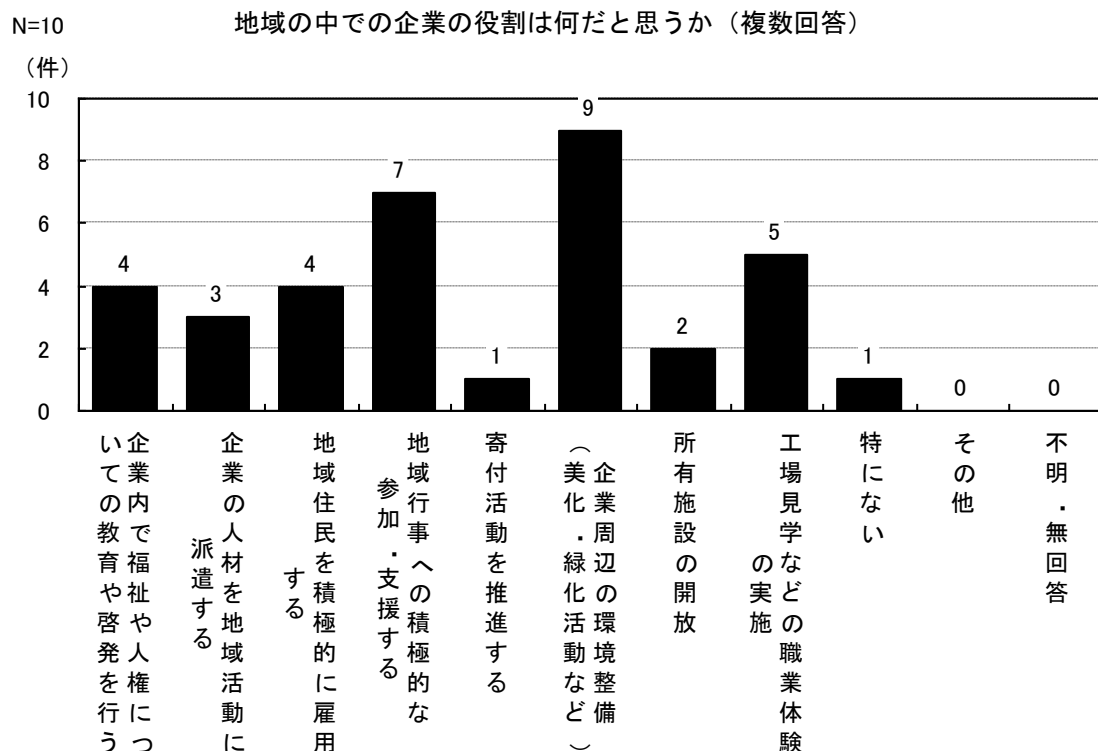
地域福祉活動の課題や問題点については、「事故や補償の問題がある」「所有施設の余裕がない」「人的余裕がない」がそれぞれ4件となっています。



資料:平成 22 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定のための企業アンケート調査

(3) 地域の中での企業の役割について

地域の中での企業の役割については、「企業周辺の環境整備（美化・緑化運動など）」が9件、「地域行事への積極的な参加・支援する」が7件となっています。



資料:平成 22 年度 長岡京市地域健康福祉計画策定のための企業アンケート調査

6. 長岡京市地域健康福祉（後期）計画 策定経過

◇推進委員会 ☆住民懇談会 ★住民懇談会（モデル）

日程	会議名称	内容
平成 21 年 11 月 24 日（火）	◇平成 21 年度 第 1 回地域健康福祉推進委員会	・各部会の開催状況及び各個別計画の見直しの進行状況について ・長岡京市地域健康福祉（後期）計画の策定について
平成 22 年 2 月 20 日（土）	★第七小学校区住民懇談会（モデル）	・支え合い、助け合える地域づくりに向けた、課題と解決策の検討
平成 22 年 6 月 23 日（水） 6 月 22 日（火） 6 月 28 日（月） 6 月 29 日（火）	☆第 1 回住民懇談会 長岡中学校区 長岡第二中学校区 長岡第三中学校区 長岡第四中学校区	・支え合い、助け合える地域づくりに向けた、課題の検討
平成 22 年 7 月 29 日（木）	☆第 2 回住民懇談会 4 中学校区合同	・支え合い、助け合える地域づくりに向けた、解決策の検討
平成 22 年 9 月 24 日（金）	◇平成 22 年度 第 1 回地域健康福祉推進委員会	・推進委員の紹介 ・長岡京市地域健康福祉計画の概要について ・市民アンケート調査・団体アンケート調査・住民懇談会の報告 ・長岡京市地域健康福祉（後期）計画【骨子案】について
平成 22 年 11 月 18 日（金）	◇第 2 回地域健康福祉推進委員会	・長岡京市地域健康福祉（後期）計画【素案】について
平成 23 年 2 月 9 日（水）	◇第 3 回地域健康福祉推進委員会	・長岡京市地域健康福祉（後期）計画【案】について

7. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における健康福祉に関する課題を明らかにし、課題解決の方向性や取り組み等について、市民の参加を得ながら協働して総合的に推進するため、長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉分野にかかる行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般にかかる取り組みに関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (5) その他、市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (3) 第5条第1項に定める部会の部会長
- (4) 第5条第1項に定める部会から推薦された者
- (5) 第5条第1項に定める部会において公募により委嘱された者のうち、部会から推薦された者

3 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 推進委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、次の協議事項を処理することができる。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

2 前項各号に属すべき部会員は、次に掲げる者のうちから、各部会の協議事項に応じて市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者

- (2) 保健福祉サービスの利用者
- (3) 保健福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 推進委員会は、部会の協議をもって推進委員会の処理とすることができる。

(部会の協議事項)

第6条 前条に規定する部会の協議事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関する事。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、地域の健康づくり推進に必要な事項に関する事。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関する事。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、児童福祉施策に必要な事項に関する事。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関する事。
- (2) 障がい者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、障がい者福祉施策に必要な事項に関する事。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関する事。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、高齢者対策に必要な事項に関する事。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる部会にかかるものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 推進委員会の会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、意見等を求めることができる。

3 前2項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

8. 長岡京市地域健康福祉推進委員会 委員名簿

平成 21 年 11 月 24 日～平成 23 年 3 月 31 日

	氏 名	選出区分	所属部会	備考
委員長	安藤 和彦	部会長 学識経験者	児童福祉部会	京都文教短期大学
副委員長	内藤 雅子	部会長	高齢福祉部会	長岡京市在宅介護支援センター
	里村 一成	部会長 学識経験者	健康づくり部会	京都大学
	武田 康晴 (故 浅野 仁)	部会長 学識経験者	障がい福祉部会	華頂短期大学 (乙訓障害者支援事業所連絡協議会)
	渡辺 克子	部会推薦	児童福祉部会	校長会
	鶴野 雅子	部会推薦	高齢福祉部会	長岡京市地域包括支援センター
	水島 啓子	部会推薦	健康づくり部会	財団法人 長岡京市体育協会
	水黒 知行 (馬本 郁男)	関係団体		社団法人 乙訓医師会
	藤田 欣也 (小川 史顕)	関係団体		京都府乙訓保健所
	山下 敏夫	関係団体		社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会
	中野 憲司 (岩田 正晴)	関係団体		長岡京市自治会長会
	鯉江 幸子	部会推薦兼 公募委員	障がい福祉部会	市民公募
	富岡 友美	公募委員	児童福祉部会	市民公募
	(青戸 享子)	部会推薦	障がい福祉部会	地域活動支援センター「アンサンブル」
	(山田 猛)	部会推薦	障がい福祉部会	長岡京市身体障がい者団体連合会

※カッコ（ ）内は前任の委員

長岡京市地域健康福祉（後期）計画

平成 23（2011）年 3 月発行

長岡京市 健康福祉部 社会福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

TEL (075) 955-9517 (代) FAX (075) 951-7739